

令和7年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和7年3月6日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	教 課 長	丸田 浩之
代 表 監 査 委 員	和泉 文雄	総 務 課 長	早坂紀美江
企 画 財 政 課 長	渡邊 愛	住 民 生 活 課 長	森田祐美子
税 務 課 長	三塚 利博	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	浅野 宏明	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	佐野 克彦	社 会 教 育 課 長	堀籠 淳
指 導 主 事	福田 美穂	会 計 管 理 者	亀谷 明美
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠 緋沙子	次長	小原 昭子	主事	佐々木涼太郎
------	--------	----	-------	----	--------

議事日程（第3号）

令和7年3月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 1号 副村長の選任について
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 8 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 9 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 11 号 大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 12 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 13 号 大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 14 号 大衡村企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 15 号 大衡村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 16 号 大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第20 議案第17号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第21 議案第18号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第22 議案第19号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第23 議案第20号 令和6年度大衡村後期高齢者医療会計予算の補正について
- 第24 議案第21号 令和6年度大衡村水道事業特別会計予算の補正について
- 第25 議案第22号 令和6年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第26 議案第23号 令和7年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第27 議案第24号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第28 議案第25号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第29 議案第26号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第30 議案第27号 令和7年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第31 議案第28号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和7年第1回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番細川運一君、9番遠藤昌一

君を指名します。

日程第2 同意第1号 副村長の選任について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第1号、副村長の選任についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提出者の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第1号、副村長の選任について、ご説明申し上げます。

令和7年2月5日、任期満了により前副村長でありました早坂勝伸氏が退任されたので、その後任として鹿野 浩氏を副村長に選任いたしたくご提案をいたすものであります。

鹿野 浩氏は、昭和39年9月23日生まれの60歳であります。昭和58年4月に宮城県に入庁され、石巻福祉事務所、産業経済部、病院局、登米市派遣、保健福祉部、宮城大学派遣、土木部東部土木事務所、復興危機管理部と様々な部署を歴任され、38年間にわたり地方自治の振興に邁進されてきました。豊富な行政経験を兼ね備えた方であり、今後の村政発展には県との密接な連携は必要であること、円滑な村政運営を推進するために私の補佐役の副村長として鹿野 浩氏を提案するものであります。

任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日の4年間となりますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号、副村長の選任についてを採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（高橋浩之君） ただいま出席している議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番早坂美華さん、3番鈴木和信君を指名いたします。

投票用紙を配ります。書記。

〔投票用紙配付〕

議長（高橋浩之君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（高橋浩之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（高橋浩之君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。2番早坂美華さん、3番鈴木和信君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（高橋浩之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 10票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号、鹿野 浩君の副村長の選

任については、同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋浩之君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてと、日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） ここで、提出者の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 諮問第1号並びに諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の委員4名のうち、令和7年6月30日をもって3年間の任期が満了する2名の委員について、候補者として推薦をいたすものであります。

諮問第1号の加藤恵美子氏は、昭和35年11月27日お生まれの64歳であります。加藤氏は長年にわたる教員経験をもとに、令和4年7月から現在まで1期3年間にわたり人権擁護委員として活動され、人権思想の普及に邁進されております。

諮問第2号は、1期3年間住民の人権擁護にご尽力くださった作並ゆきの氏がこのたび退任となり、後任となる方を推薦するものであります。

新しく推薦いたします中川和弘氏は、昭和34年7月6日お生まれの65歳であります。中川氏は、大衡村商工会に勤務して以来、長年にわたり各地区の商工会勤務経験を通じて経営者の課題の整理や解決支援など、地域経済活性化の中心となってお活躍された方です。

お二人とも地域住民からの信望も厚く、温厚誠実で社会的経験も豊富な方であり、人権擁護委員適任者として推薦いたしたく存じますので、何とぞお認めいただきますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより、日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は被推薦者である加藤恵美子氏を適任と認めることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任と認めることに決定いたしました。

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は被推薦者である中川和弘氏を適任と認めることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については適任と認めることに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） おはようございます。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止され拘禁刑が創設されたため、条建てでの改正する整理条例の制定となります。

第1条は、大衡村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正。

5ページをお願いします。第2条は、大衡村個人情報保護法施行条例の一部改正。

6ページをお願いいたします。第3条は、職員の給与に関する条例の一部改正。

7ページをお願いします。第4条は、大衡村ラブホテル建築規制条例の一部改正。

8ページをお願いします。第5条は、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正となります。

附則といたしまして、施行日は令和7年6月1日とするもので、施行前、施行後に対する経過措置も規定されているものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第3号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書10ページをお願いいたします。

議案第3号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

についてであります。

こちらの改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の改正に伴い、項ずれを改めるものであります。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第4号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書12ページをお願いいたします。

議案第4号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

休職の効果の規定であります第3条に、第2項として休職期間が3年に満たない場合、さらに休職期間の延長を必要とする場合には、人事院規則において定められている3年間の休職期間内での更新延長ができる規定を加えるもので、以下1項ずつ繰り下げるものであります。

附則といたしまして、施行日は公布の日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第5号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第5号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

第4条、停職の効果の規定であります。停職期間を現行の「1日以上6か月以下」を、「1日以上1年以下の範囲内で任命権者が定める」とするもので、停職期間を拡大するものであります。

附則といたしまして、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第6号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書14ページをお願いします。

議案第6号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容といたしましては、育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、第8条の3は「育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」の規定であります。第2項では子の対象年齢の拡大で「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」とし、第4項は要介護者の表現の改めと深夜の時間を明記し、15ページをお願いいたします。

第15条の介護休暇の規定につきましては、第15条の3第1項において職員の要介護者の定義を「配偶者等」とするもので、次のページをお願いいたします。第15条の3は「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定」で、第15条の4は「勤務環境の整備に関する措置の規定」で新たに加えるものであります。

17ページをお願いいたします。附則といたしまして施行日は令和7年4月1日とし、経過措置については公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 第15条の4「任命権者」とありますが、任命権者は総務課長なのか担当課なのか村長なのか、その辺についてまず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 任命権者は村長になります。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） そうすると、記載されておりますが「介護両立支援制度等」の請求等が円滑に進めるために3つ挙げられております。本村ではどのような手段、対策を取って

具体的に進めていくものなのか、その辺について煮詰まってあるのであればお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） この条例につきましては既に施行されておまして、今回内容を拡大するものとなっております。要件を拡大することによりまして、育児休業それから介護休暇の取得がしやすくなるということでございます。その関係で、休業等を行った職員に対しましては職員の適正配置が必要というふうに考えてございますので、そういった休業等を取得した職員の負担にならないよう、また配置されている職員に負担のかからないように努めていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

部分休業の承認の規定であります第18条第3項において、育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第8号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書20ページをお願いします。

議案第8号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

第6条第3項の期末手当支給率について「100分の175」から「100分の172.5」とし、別表第1の議員報酬月額につきましては、議長が9,000円増額で31万5,000円、副議長は7,300円増額で25万6,300円、議員は6,900円増額で24万900円となるものであります。

附則といたしまして、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 改正に賛成する上で、2点質問します。

1 点は、報酬等審議会において出された意見があるのであればお聞きしたいこと。あと、今回の改正で報酬月額をこのように改正する中で、増額となる予算は財源としてどれだけ1年間で必要なのか。その2点、質問します。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） まず、最初のご質問の特別職給料等審議会におきましては、この

改正案につきまして全て委員の皆様から賛成ということで同意をいただいております。説明につきましては、人事院勧告に基づきまして職員の全階層がベースアップされたことに伴い、今回議会議員の報酬も見直すということで提案をさせていただきまして、ご同意を得たものでございます。

こちらの増額をされた後、改正後1年間といたしましては現行の金額より議長・副議長、それから議員の皆様の全ての1年間の合計といたしまして、差額は102万3,600円ほどになります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 報酬等審議会における意見は、なかったという理解でよろしいわけですね。

終わります。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 賛成の意見のみで、反対の意見はございませんでした。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書22ページをお願いいたします。

議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほどの議案第8号と同様に、期末手当支給率を「100分の175」から「100分の172.5」とし、別表の給料月額につきましては、村長で2万2,000円増額の78万5,000円、副村長は1万7,000円増額で60万4,000円、教育長につきましては1万4,500円の増額で51万6,500円となるものであります。

附則といたしまして、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 前条と同じですけれども、報酬等審議会における意見、賛成・反対意見はどういう内容のものがあつたのか。あと、同じように今回の改正により年間要する予算上の総額、月額の12月分だけで比較した場合どうなのか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） こちらにつきましても、審議会等で委員の皆様から同意をいただいております。反対の意見はございませんでした。

特別職の給料等につきましては、差額分1年分を計算いたしますと64万2,000円ほどになります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 賛成を得たという、反対の意見はなかったということで理解します。

近隣自治体と比較する場合、その辺、村長どうなんですか。近隣自治体と比較する場合に、今回の改正が妥当なのか、その妥当性についてもしご意見あれば。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 近隣自治体に比べますと、村ということもあるかもしれませんが、真ん中より低いという報酬の中になっております。今回、人事院勧告によって特別職が上がりますけれども、それでもやはり真ん中よりは下という形になっているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第10号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書24ページをお願いいたします。

議案第10号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条立てで改正を行い、併せて行政職給料表の6級制から7級制への切替えと、医療職給料表（2）を廃止する改正であります。

まず条立てで第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。条例第1条の規定につきましては、項ずれを改めるものであります。

25ページをお願いいたします。第9条、扶養手当の規定であります。第2項で職員の扶養を受けている者のうちから「配偶者」を削るものであります。第3項では、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子の扶養手当の月額を「1万円」から「1万3,000円」に改めるものであります。第4項では、次のページをお願いします。特定期間の定義を削り「特定期間に」を「当該期間」に改め、第5項として規則への委任規定を追加するものでございます。

第10条は削除し、28ページをお願いします。第10条の2「地域手当」につきましては、7区分から5区分になったことから支給割合も改めるものであります。

第12条の「住居手当」につきましては、配偶者の定義に事実婚についても含めるものであります。29ページをお願いいたします。

第12条の2「通勤手当」につきましては、1か月当たり5万5,000円を限度とするものであります。30ページの第3項及び31・32ページの第4項の改正につきましては、通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり15万円とするものであります。

第12条の3「単身赴任手当」につきましては、採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たしたものに支給する規定に改めるものであります。

33ページをお願いします。第18条の2「管理職特別勤務手当」につきましては、支給対象時間の拡大となるものでございます。

次に、34ページをお願いします。「期末手当及び勤勉手当」につきましては、支給率の改正であります。

35ページをお願いいたします。第22条の2第1項及び第2項は、条ずれを改めるものであります。

別表第1第4条関係であります。行政職給料表を6級制から7級制に切り替えるものであります。大衡村職員の成り手不足の解消や中途離職防止のため、近隣自治体と同様に7級制を導入し、底上げを図る目的であります。

ページ飛びまして、42ページをお願いします。別表第2第4条関係であります。医療職給料表（2）は施設等に勤務する保健師・看護師等に適用する給料表であることから、行政保健師には行政職給料表適用をさせることから廃止するもので、削るものであります。

またページ飛びまして、50ページをお願いいたします。別表第3級別職務分類表であります。行政職給料表を7級制に切り替えることから3級以上について改めるものであります。

次のページをお願いします。医療職給料表の級別職務分類表については、削るものであります。

続きまして、52ページをお願いします。条立て第2条は、大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。扶養手当につきましては、職員の扶養を受けている者のうち「配偶者」を削り、定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外の規定につきましては条ずれを改め、次のページをお願いします。第2項として、育休代替を除く規定を加えるものでございます。

条立て第3条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正であります。こちらにつきましては、附則第6条第7項及び、次のページをお願いします。第7条の規定中の条ずれを改めるものであります。

附則といたしまして、施行日は令和7年4月1日とするもので、号俸の切替え切替え、前の異動者の号俸の調整、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、次のページをお願いします。令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置、及び令和8年3月31日までの

間に企業職員に係る扶養手当に関する経過措置を定めるものであります。

56ページをお願いいたします。附則第8条として、その他の経過措置の規則への委任。附則第9条は、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、通勤に係る費用弁償の規定の項ずれを改めるものでございます。

附則別表「号俸の切替表」でございますが、附則第2条の号俸切替えでありました内容を表に表したものになりますが、3級以上の級の号俸につきましては新号俸として1号俸の範囲が拡大すること、号俸が繰り上がるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） 今回の給与条例の改正、大分中身が多いんですけども、その中で給料表の級が今までの6級から7級に増えるわけですけども、その中でそれぞれの改正後の職名が記載されておりますけれども、現在の職員の方の職名の級・号、新しい給料表になった場合どのような適用の仕方になってくるものか、その辺の取扱いについてまず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今回6級制から7級制にするに当たりましては、スライド方式での切替えになります。級の切替えを行うものですので、直近上位にスライドさせる方法になります。そのことによりまして役職等は変わらず、例えば3級ですと係長、係長はそのまま係長として現行4級の課長補佐が5級になるということになります。5級の課長は6級というふうに切り替えるものでございますので、金額的なものにつきましても大幅に増額するものではございません。

よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） そうしますと、各職員の職名に応じた現在の給料表で、新しい給料表の同等といいますか直近の上の号俸に適用させていくということで、基本的には若干増額になるのかなというふうに理解するんですけども、そういったことでトータルとしてどの程度給料の額としては変わってくるものか、その辺は試算されているでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 3級の係長以上からスライド方式で級が変わるわけなんですけれども、直近上位もしくは同等の号俸の位置づけになるために、今回職員全員分につきま

して試算をしたところ、1 か月当たりで2万4,100円の増額、単純に1年間の計算にしますと28万9,200円の増額がこの級の切替えによって生じる増額分でございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） あとそれから、規則でもってそれぞれの管理職手当の定めがあるわけですが、この新しい級になった場合管理職手当の支給対象というのは何級の職員になるものか。

あと、現在の管理職手当の規則がありますけれども、その中で職名いろいろ分類あるわけですが、現在職名として在職していない職員も今の規則には載っていますよね。ですのでその辺、新しい条例の改正後には規則の取扱いがどのようになるものか、その辺も改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在、管理職手当は課長・参事のみを支給されているものでございますので、6級・7級の課長職について管理職は現行の金額で支給されるものでございます。

役職等につきましては、現在副参事ですとか調整官・管理監ですとかいった役職で前使われていたものがございますけれども、今後そういった役職につく方も出てくるケースも考えられることですので、現行今の段階では変更せずに、あるいは見直すべきところは見直していきたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 前者の質問と似たりよったりですが、今回の改正、参考に伺うんですが、県内における町における実態はどうか、参考にまず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今回6級制から7級制に切り替えるにあたり、毎年調査されています地方公務員の給与の実態調査から、現在使用されている給料表の状況というのがございまして、仙台市を除きます県内34市町村におきまして8級制を導入しているのが3市、石巻・白石・大崎市です。7級制を導入しているのが25市町、6級制は大衡も含めてですが6町村となっております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 6 級制・7 級制、その辺理解しました。

適用級切替えの先ほど説明ありましたが、役職に関係なく見た場合に 7 級制を導入するゆえに、今回 2 級から 3 級、あるいは 3 級から 4 級と切替えに関係する職員は全員なのか、何人なのか。対象職員数をお聞きます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今回、3 級の係長以上が切替えに該当するものでございます。人数といたしましては、31 名になってございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 今回の改正、7 級制の導入は給与制度からいうと、金額はともかく制度上は大きい改正かなというふうに感じるわけであります。改正理由として、職員の成り手不足の解消に大きく期待するものでありますけれども、併せて職員皆さんの職務意欲の向上につながるのかなというふうに感じ取ったわけですが、そのような大きく期待することのできる今回の改正と感じておりますけれども、最後に村長はその辺どのようにお考えか、伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、離職する方々とか成り手不足、そして今企業様の初任給も上がっていくという状況の中で、公務員になられる方々がなかなか少なくなっているということもございますし、そういう部分を勘案しながらこれからこのような形、先ほど総務課長のほうが言いましたけれども、宮城県の中で 6 級制というのが 6 自治体だけということでしたので、今後 7 級制にすることによって職員の仕事に対する様々な、今佐野議員が言ったように意欲だとか使命感だとかそういうものをきちんと持っていていただくためにも、このような形にしたところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 通勤手当についてお伺いしますが、新幹線通勤も今度認めるというふうなお話になっていきますけれども、これは現時点で大衡村職員ではいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在大衡村には、新幹線で通勤している職員はございません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 今後はいるというふうな想定で改正するのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 制度に基づきまして改正を行うことで、より優秀な職員の採用となればというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 県においても、新幹線通勤というのは認められていると思いますけれども、大衡は新幹線は通っていますけれども駅がありませんので、どういうふうなところから例えば採用になって通えるのかなと。15万円の新幹線の通勤手当、総務課長分かればで結構ですけれども、どこからですとこの通勤手当で通って来れるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今回上限の設定で15万円、月額15万円という設定でございます。県外どのあたりから通勤した場合の金額かというのは、大変申し訳ございませんが試算してはおりませんでした。

大衡は駅がないものですから、近隣の駅となりますと大崎市古川駅、もしくは仙台駅になるかと思うんですけれども、そこからまた公共交通機関を利用されたりですとか、あとマイカーでの通勤ということになるかと思います。そういった遠くから優秀な人材をとということで、可能性を広げるという意味で今回人事院勧告のほうでも新幹線での通勤の額を上げたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 4 議案第 1 1 号 大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第10号、大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書63ページをお願いいたします。

議案第11号、大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容といたしましては、地方自治法の改正に伴い条ずれを改めるものであります。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、施行日は地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の日とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 2 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第12号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第12号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本村においては、家庭的保育事業を実施している事業所は現在ございませんが、令和6年公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって栄養士法の改正が行われており、これまで管理栄養士養成施設卒業見込者は管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士の免許の取得申請を行わなければならない、改正後は管理栄養士養成施設卒業見込者は栄養士の免許の取得申請をせずとも、国家試験に合格後管理栄養士となることが可能になることを受け、今後栄養士免許を持たない管理栄養士が施設等に配置されることから、内閣府で定める基準において栄養士の配置を求めている部分に管理栄養士を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。食事の提供の特例の規定第16条2号の「栄養士」に、「栄養士または管理栄養士」と追加するものでございます。

附則でございますが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 村内には該当するような事業所はないということですが、上位法絡みでの今回改正というふうに理解したんですけれども。参考に伺うんですけれども、今回「また書き」で管理栄養士、そういう分かったような分からないような気持ちなんですけれども、管理栄養士を入れる改正、村に該当事業所ないゆえにその辺どう判断なさっているかですが、今までの不都合というのは何だったんですか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 不都合はないものと認識しておりました。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） ですから、栄養士の職種のこの規定だけで何か不都合、強いて挙げればあったのか。それで、何かあったから管理栄養士を今回追加する形になったと思うんですが、その不都合というのは例えばどういうことなのか、それを聞きたいわけです。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 今回の栄養士法の改正でございますけれども、今までは管理栄養士の資格を取るためにはまず栄養士の免許を取得して、それ以降管理栄養士の試験を受けるという制度だったんですけれども、今回法律の改正によって栄養士の免許を持た

ずしても管理栄養士の試験を受けることができるというふうになったものでございます。

そうしますと、今までの規定ですと栄養士は必ず持っている方、管理栄養士であっても持っている方がいますけれども、これから管理栄養士になる方は栄養士を持たないで管理栄養士に直接行く方が出てくるということで、今回の改正で栄養士または管理栄養士というのを追加したものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第16、議案第13号、大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書につきましては、67ページをお開き願います。

議案第13号、大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

栄養士法の改正に伴い、条例の見直しを行い整備するものでございます。具体的な改正箇所は、第151条中「栄養士」を「栄養士または管理栄養士」改めるものでございます。なお、改正する第151条は地域密着型介護老人福祉施設に関する基準でございますので、村内においては該当する事業所はございません。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 大衡村企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第17、議案第14号、大衡村企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 議案書69ページをお願いいたします。

議案第14号、大衡村企業立地促進条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正の趣旨につきましては、現行の条例において奨励措置が今年度末で期限を迎えますことから、最近の企業立地の動向や今後の見通し等を踏まえさらに5年間の延長をさせていただくものと、文言の整理及び根拠法令の明示をした改正としております。

訂正箇所につきましては、まず第2条定義の第7号「操業」を「新設」等への文言の整理、常時雇用者の定義についての根拠法令の明示、さらに居住期間の明示を行ったものでございます。

第4条の奨励措置でございますが、期限を「令和7年3月31日まで」としているものを、「令和12年3月31日まで」と5年間延長させていただくものでございます。

次ページ、第7条につきましては雇用促進奨励金の要件に関する部分で、1号につきましては「企業立地促進奨励金対象事業用地を追加で購入、工場の新増設」に対する明文化、さらに1号から5号までの「採用」という文言につきまして、「1年以上引き続き雇用」と明文化するものでございます。

第8条第2項につきましては、文言の整理となります。

なお、附則といたしまして第1項では施行期日を「公布の日から」、第2項では有効期限につきまして「第4条で定めた期間でその効力を失うもの」としますが、条例失効前に交付決定した事業者に対するこの条例の規定の適用については、「なおその効力を

有する」とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

4 番（小川克也君） 企業立地促進条例、たしか制定してから25年ですか、二十四、五年たつわけでございます。そしてまた5年間延長して、促進していくということでございますが、これまで雇用拡大だったり村の財政効果をどのように評価しているものなのか、以前一般質問でもありましたが、改めてお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） まずこの条例、大衡村の企業立地促進条例につきましては、宮城県内の企業誘致に関しては差別化されたもので、他の自治体、宮城県も含めてですがそちらは後づけの交付、大衡村に関しては先行投資型の交付ということで各企業様から好評を得ているものと、こちらとしては感じているところです。

それに伴って、これまで各企業様にご立地いただいている中で、さらにその中でもこの条例の中に雇用促進奨励金も設けておりますが、村民の雇用も多くはありませんけれどもされておりますので、効果は十分にあるものと判断しております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 私も広報をつくって、いつも税収アップとか、常にそういう記載をされています。本当に、今日に見えてきているんじゃないのかなと感じております。また村長も、誘致活動に対して本当に積極的に県外に出向いて、トップセールスとして活動していただいております。

先ほど説明を受けましたが、以前ありましたが奨励金を返還できるような条例改正になっているのか、その辺の説明をもう一度お聞きしたいのと、またその辺の対策についてお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 現行条例でも、5年以内の操業停止もしくは廃業等につきましては返還の文言がございますので、以前多分おっしゃられているのがソーラーフロンティアさんの件だと思うんですが、あちらは5年以上経過したものでしたので、その当時対象とはならないという判断をしたものでございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） また、条例の目的は住民生活の安定向上であります。企業立地を促進する上で税収がアップして、何かの形で住民は恩恵を受けているかと思いますが、促進することによって恩恵を受けているというか、交通渋滞だったりいろいろと不安に思っている住民もおられるかと思われます。

例えば奥田地区の地区道路整備、その辺についても企業立地促進条例、促進に向けて交通整理もセットでこれからも考えていただきたい。村長も、その辺重々要望活動をしていると思いますが、改めてその辺についてももう一度強化をしていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。企業の皆様が大衡村に立地していただけることによりまして、様々な福祉の向上そういうものをできるような形になってございます。固定資産税、様々な大きいところがありますが、毎年アップしているところもございますし、毎年毎年企業様が増えることによって、またいろいろ設備投資することによっても拡大、あと規模拡大することによっても税収のアップにつながっているところでございます。

私たち、企業様がよりよく大衡に来ていただきまして「気持ちいい仕事」と言っちゃおかしいんですけども、本当に安心して仕事ができるような雰囲気づくり、そういうものも必要だと思いますし、住民の方々には福祉の向上につながるようなことをこれからもトップセールスとしてやってまいりたい、そのように思っているところでございます。

インフラ整備、こちらについてもこの企業立地によってインフラ整備ができるかといいますと、またちょっと違う部分もございますけれども、そのような形にもプラスになることが今後できるかどうか、そういう部分もいろいろと見通しとか様々なことを考えながらやってまいりたいと思ってございます。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 小川議員さんに最初に言われてしまったので、別な視点でお伺いします。

企業の立地促進と、要はそれに伴って雇用の促進というのも考えていると思うんですけども、現行ではここには「工場等の操業に伴い雇用」というふうになっていたのが、今度は改めまして「工場等の新設等に伴い」というふうなことになるんですけれども、そうすると今度は「新設等」しか認められないのか。この「等」というのは、どういうふうな中身を持っているのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 言葉の定義になるんですが、「操業」というのは「製品を出荷してから」というのが「操業」という定義になりますので、そうではなく工場を例えば「新設」もしくは「増設」、この企業立地促進奨励金の対象となる物件が出た時点で対象となるというふうに改めたものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） そうすると、「新設」というのは、工場ができて操業して1年以内とか何かということではなくて、「等」というのはその後であっても、例えば3年後でも何でも認められるというふうな理解でいいんですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 言葉足らずで申し訳ありません。新設した後に、例えば増設される企業の方もいらっしゃいますので、あと建物以外でも土地を新たに買い増しされる方もいらっしゃいますので、そういった場合に適用するために「等」ということを記載させていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 今聞けば、だんだん奥が深くて「なるほどね」と思うんですけども、「新設等」といった場合の「等」の定義もきちっと何かに書いてもらうとかご指導いただくと分かるんですけども、そうでないと意味をみんなそれぞれおのおのに解釈してしまうと思いますので、今後説明していただくときにはその辺も踏まえて説明のほうお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 以後、その辺の説明を詳しくさせていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次、石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） 今回の改正で、今「操業開始」「新設決定」の文言の違いもありますけれども、新雇用者の奨励金についての規定も今までは「村内に住所を有する」ということだったのを、「1年以上住所を有する」ということで年限を入れたというのは、どういった理由からなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 最近ですと、他県からの立地の企業様が実施されることが多く

て、県外からそのまま移住されてこられる方もございますので、なるべく村としては村民の方を雇用していただくために、そういった記載をさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） ということは、1年以上他県から来る方もいらっしゃるの、大衡に住んで1年以上経過しないと、経過すればそういう方も対象になるというような考えなのかなというふうに解釈するんですけれども、そういったことなのか。どうなんでしょう。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） おっしゃるとおりで、1年以上大衡に住所を有していただいた方が対象となります。

議長（高橋浩之君） 石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） それから、雇用奨励金について該当する事例は多分少ないと思うんですけれども、現在ここ最近の雇用関係の奨励金の交付の実態はどのような状況になっているものか。多分、単価も1人当たりそんなに高くないですよ、たしか。そういった部分の問題点というのはないでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） まず単価につきましては、1人当たり8万円ということで設定させていただいております、これまでの交付実績としましては9名過去でございます。

最近雇用される、今年の4月1日から採用される方でも、村内の方で工業団地内に採用されている方も数名いるというふうに聞いておりますので、今後我々としましてできるだけ村民の方の雇用拡大に向けて、PR等も含めてしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

例について

議長（高橋浩之君） 日程第18、議案第15号、大衡村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書72ページをお願いいたします。

議案第15号、大衡村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴う条ずれの改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第19、議案第16号、大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案書73ページをお願いいたします。

議案第16号、大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらの条例改正につきましても、地方自治法の一部改正に伴う条例の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第20、議案第17号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、説明は議案第17号別紙でご説明申し上げますので、別紙の1ページをお開き願います。

令和6年度大衡村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,226万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,956万6,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費に係る規定で、後ほど第2表でご説明を申し上げます。

第3条は債務負担行為の補正に係る規定で、こちらも後ほど第3表でご説明申し上げます。

第4条は地方債の補正に係る規定で、これも後ほど第4表でご説明を申し上げます。

それでは、6ページをお開き願います。6ページは「第2表 繰越明許費」で、今回4件の繰越事業を予定しております。

1 件目は道路橋梁費で、海老沢持足線改良舗装事業分。

2 件目も道路橋梁費で、橋梁維持補修事業分です。

3 件目は都市計画総務費分でございます。

4 件目は消防費で、災害対策総務費分でございます。

次に、次ページ7ページをお開き願います。7ページは「第3表 債務負担行為の補正」でございます。追加2件と変更2件でございます。

まず追加の1件目につきましては、葉酸サプリの配布事業でございまして、限度額は記載のとおり委託業者で定める単価を乗じた額とするもの。

2 件目は大衡万葉こども園通園車両運転業務で、限度額を160万8,000円とするもの。

変更につきましては、1 件目は地域生活支援拠点等整備事業で、限度額を140万円を20万円増額し160万円とするもの。

2 件目は、域活動支援センター管理運営業務で、限度額を800万円から190万円増額し990万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページの第4表は「地方債の補正」でございます。こちらは、追加1件と変更4件でございます。

まず、追加1件につきましては防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額を740万円とするもの。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。

1 件目公共事業等債につきましては、2,270万円から130万円を減額し2,140万円とするものでございます。

2 件目は緊急自然災害防止対策事業債で、1 億1,730万円から560万円を減額し1 億1,170万円とするもの。

3 件目は緊急しゅんせつ推進事業債で、9,170万円から1,950万円を減額し7,220万円とするものです。

4 件目は辺地対策事業債で、4,140万円から120万円を減額し4,020万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、11ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

第1款村税の1項2目法人村民税、3項1目軽自動車税の環境性能割、4項1たばこ

税の増額につきましては、収入見込みによるものでございます。

12款1項1目地方交付税につきましては、説明記載のとおり普通交付税の増額、特別交付税の減額、これは通知見込みによるものでございます。

次に、12ページでございます。

14款分担金及び負担金の1項1目民生費負担金、並びに2目教育費負担金のいずれも額確定による減額でございます。2項分担金2目大瓜地区テレビ共同受信施設整備事業分担金の収入額確定によるものでございます。

15款使用料及び手数料は、1項1目総務使用料、3目土木使用料、次ページに移りまして4目の教育使用料まで、記載のとおり各種使用料の収入見込みによるもので、使用料トータルで655万2,000円の増でございます。

2項の手数料につきましても、1目総務手数料、2目衛生手数料、3目土木手数料のいずれも説明記載の手数料の収入見込みによる増減となっているものでございます。

次に、14ページでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金の1節・4節並びに5節から7節は、通知や見込みによる増減となっております。なお、このうち3節の児童福祉費負担金・子供のための教育保育給付費負担金885万7,000円の増は、公定価格改定などによる増額となっているものでございます。2目衛生費国庫負担金も、通知による減額でございます。

次に、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金は、説明記載2件の実績による減でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、説明記載のとおり実績見込みによるものですが、3行目の就学前教育・保育施設整備交付金につきましてはおおひら万葉こども園の門扉修繕工事に係るもので、補助率2分の1のものでございます。

次に15ページに進みまして、3目の衛生費国庫補助金の1節から3節は、額確定による減。

4目土木費国庫補助金は、道路交通安全施設等整備事業費補助金の増、社会資本整備総合交付金の減。

5目消防費国庫補助金は、耐震診断・ブロック塀除去等の補助金の社会資本整備総合交付金で、実績見込みの減でございます。

6目教育費国庫補助金は、説明記載のとおり額確定による減額です。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、説明記載のとおり万葉すくす

く子育てサポート医療費助成事業の増（基金分）、尾西２号線の減、万葉クリエートキャンプ場の増、完了見込みによるものでございます。それから学校給食費無償化、さらには給食センター運営事業の２件については、それぞれ新たに基金として造成する分の増額分でございます。

３項１目総務費国庫委託金額確定による減でございます。

16ページです。２目民生費国庫委託金は、記載のとおりでございます。

次に、17款１項１目民生費県負担金につきましては、国庫補助金と同様で１節から８節までご覧のとおりとなっております。

２目衛生費県負担金は２万2,000円の減、見込みによるものでございます。

17ページをお開き願います。

次に、２項２目民生費県補助金は記載のとりの増減によるもので、見込みによるものでございます。

２節の施設型給付費補助金の増は、公定価格改定等による増額でございます。

３目衛生費県補助金は、記載のとおり実績見込みによる減でございます。

４目農林水産業県補助金306万2,000円の減につきましては説明記載の４件ですけれども、その２件目多面的機能支払推進交付金につきましては、見込んでいた新規の組織設立がなかったことによる減額となっているものでございます。

５目教育費県補助金は、記載のとおりでございます。

６目振興総合補助補助金は記載３事業に係るもので、事業完了等によるものでございます。

次に、18ページでございます。

７目消防費県補助金は32万1,000円の減で、実績によるものでございます。

３項１目総務費県委託金は、２節徴税費委託金の減と６節衆議院選挙委託金確定による増額となっているものでございます。

18款１項財産貸付収入は、長期並びに短期の土地貸付収入の増分でございます。

２目利子及び配当金29万9,000円の増は、19ページにかけまして12の基金などの見込みによる利子配当金の計上でございます。

19ページの２項１目不動産売払収入は、国道４号拡幅工事に係る土地売払いに係る収入分の増でございます。

３目の工作物売払収入につきましても、国道４号拡幅に係る防火水槽撤去、消火栓設

置に係る補償費確定による減でございます。

20款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億7,000万円の減、2 目減債基金繰入金は6,000万円の減、3 目長寿社会対策基金繰入金20万円の減、5 目ふるさと基金繰入金44万4,000円の減につきましては、事業完了による繰入額の減額でございます。

次に20ページでございます。

6 目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金1,500万円の増は、基金繰入額の調整によるものでございます。

11目企業立地促進基金繰入金3,000万円の減は、財源調整による減額でございます。

22款 4 項 1 目雑入312万5,000円の増は、次ページ21ページにかけましての説明記載のとおりでございます。

21ページの23款 1 項 1 目土木債1,460万円の減は、説明記載の 5 事業に係る起債の増及び減額によるものでございます。

6 目農林水産業債560万円の減は、農業水利防災事業・駒場大原地区の水路工事にかかる見込みの分でございます。起債の減額分でございます。

次に、22ページをご覧願います。

続いて、歳出でございます。なお歳出につきましては、大部分が事業完了・完了見込み等による減額の補正となっているものでございます。

22ページ 1 款 1 項 1 目議会費は、79万1,000円の減でございます。

次に、2 款総務費の 1 項 1 目一般管理費2,050万3,000円の減は、説明記載のとおり 6 業に係るものでございます。

なお、以下人件費の補正につきましても、今後の所要額・見込額等による過不足の調整による増減となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思いますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

一般管理費の主なものをご説明申し上げますと、23ページをご覧いただきまして、11節役務費は110万3,000円の減、主なものは「みやぎデジタル身分証アプリ」の利用料が村負担から県負担となったための減。12節の委託料につきましてはコンピューター管理費に係る事業完了によるもの。13節使用料及び賃借料はパソコンの更新を再リースに変えたことによる減額でございます。17節備品購入費は軽トラック購入分の残額分でございます。

次に、24ページでございます。

2 目文書広報費217万1,000円の減で、こちらは村史編さんに係る会計年度任用職員の報酬の減額分が主なものでございます。

3 目財政管理費は63万8,000円の増で、10節需用費は消耗品費の増、11節役務費については郵便料の減が主なものでございます。

4 目会計管理費、29万7,000円の減でございます。

25ページをお開き願います。

5 目財産管理費487万5,000円の減は記載の3事業分で、10節需用費の光熱水費は電気料分の減でございます。11節役務費20万9,000円の増額は通信運搬費、電話料の増が主なものでございます。12節委託料171万4,000円の減は庁舎管理委託分の確定による減、14節工事請負費352万円の減は工事方法の変更による見送りによる減となっております。なお17節の備品購入費51万4,000円の増につきましては、新規採用職員用の机・椅子等の物品の購入分として増額でございます。

次に、6 目企画費1,000万1,000円の増ですが、説明記載の7事業に係るもので、次ページ26ページからさらに27ページまで続くものでございますけれども、各事業の完了・完了見込みによる減額がほとんどでございますして、27ページの24節積立金は特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金の積立金1,500万円が注目すべき大きなものでございます。

27ページの8 目財政調整基金費3万円の増は、説明記載のとおりでございます。

9 目無線放送施設費につきましても、ご覧のとおりでございます。

10 目諸費155万1,000円の減、記載7事業に係るものでございます。

次に、28ページでございます。

2 項 1 目税務総務費31万1,000円の減、2 目賦課徴収費745万3,000円の減につきましては、次ページ29ページにかけましての説明通りでございますけれども、定額減税調整給付金事業完了に基づく減がほぼのものでございます。

29ページでございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費103万7,000円の減、30ページにかけて記載のとおりでございます。

30ページ4 項 3 目衆議院議員選挙費、31ページまでございますけれども、昨年10月27日執行の総選挙に係る費用精算による減額でございます。

31ページでございます。

5項統計調査費につきましては、本年2月1日実施の農林業センサスに係る調査員報酬の増でございます。

次に、3款民生費の1項1目社会福祉総務費231万7,000円の減は記載事業の分で、主なものは32ページでございまして、27節繰出金94万7,000円は国保会計への繰出金となっているものでございます。

32ページ、2目国民年金費3万9,000円の減でございます。

次ページ、33ページをご覧ください。

3目老人福祉費256万8,000円の減は説明記載の6事業に係る増減、その中で27節繰出金70万7,000円の増につきましては介護会計の繰出金72万3,000円の増が主なものでございます。

4目障害者福祉費143万3,000円の増につきましては4事業に係るもので、主なものは34ページ19節の扶助費で155万9,000円の増、これは利用サービス量の増加、加算請求による障害介護・訓練等給付費の増によるものでございます。

34ページの5目福祉センター管理費は、34万1,000円の減でございます。ご覧のとおりでございます。

2項1目、児童福祉総務費218万5,000円の減につきましては記載3事業分で、完了によるものでございます。

35ページをお開き願います。

2目児童措置費、3目母子福祉費、4目児童館費、いずれも完了による減でございます。

次に5目児童保育費は、子ども・子育て支援事業分で1,296万円の増でございますが、主なものは12節委託料で、そのうち運営委託料1,802万7,000円の増は歳入でも触れましたが公定価格改定によるものでございます。

18節負担金補助及び交付金516万8,000円の減につきましては、36ページに移っていただきまして2事業の見込みによる減、これも歳入のところでお話しさせていただきましたがこども園門扉の修繕工事補助分として66万円の増でございます。こちらは国2分の1、村4分の1、事業所負担4分の1となっているものでございます。

36ページの6目児童福祉費117万2,000円の増は19節扶助費が主で、障害児通所支援の利用サービスの増加等による増額となっているものでございます。

3項1目生活保護総務費は、記載のとおりでございます。

次に4款衛生費でございますが、1項1目保健衛生総務費59万9,000円の減は、説明記載3事業分でございます。

37ページをお開き願います。

2目母子保健費339万9,000円の減につきましては、7事業に係るもので完了見込みによるものでございますけれども、主なもので12節委託料115万1,000円の減は妊婦健診等に係るもので、38ページ19節扶助費152万6,000円の減は歳入の衛生費県補助金でも減額しておりますが、不妊検査費・不妊治療費助成事業の実績による減が主なものでございます。

38ページ、ご覧ください。

38ページ3目予防費956万4,000円の減につきましては、7事業の完了見込みとなっているものでございます。

4目環境衛生費439万9,000円の減は記載のとおり4事業分で、こちらも事業完了によるものでございます。

39ページでございます。

2項1目清掃総務費、2目塵芥処理費につきましては、記載のとおりでございます。

40ページをご覧ください。

次に、5款農林水産業費1項1目農業委員会費64万7,000円の減は、委員・推進委員による県外視察の見送りによる減額でございます。

2目農業総務費32万2,000円の減は、記載のとおりでございます。

3目農業振興費495万円の減につきましても説明記載4事業に係るもので、主なものは次ページ41ページに移っていただきまして、18節負担金補助及び交付金で実績支出見込みによる541万3,000円を減額するものでございます。

22節償還金利子及び割引料76万3,000円の増につきましては、多面的機能支払交付金の返還分となっております。

次に、42ページでございます。

4目畜産振興費は、記載のとおり補助完了によるものでございます。

5目農地費567万9,000円の減は3事業分で、事業完了によるものでございます。

2項1目林業振興費は、説明記載のとおりでございます。

43ページをご覧ください。

2目林道費も、15節の原材料費の減額でございます。

次に、6款商工費の1項1目商工総務費は1億3,065万8,000円の減は説明記載のとおり3事業分で、主なものは44ページ18節負担金補助及び交付金で、企業立地奨励金1億2,840万円の減、こちらは令和6年度中の企業の立地見込み確定によるものでございます。

44ページですけれども、2目商工振興費250万円の減は、主なものは18節負担金補助及び交付金で、村中小企業振興資金に係る信用保証料205万円の減、実績による減額でございます。

3目配水管管理費12万6,000円の減は、ご覧のとおりでございます。

次に、7款土木費です。1項1目土木総務費、29万5,000円の減でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、45ページをお開きください。

2項1目道路維持費67万7,000円の減につきましては、10節需用費の光熱水費は電気料の減131万円、11節役務費117万8,000円の増は煤田仮置場にございます伐採枝等の処分の手数料となっております。

次に2目道路新設改良費、3事業の事業見込みによるものでございます。

3目橋梁維持費2,599万8,000円の増、橋梁維持補修事業の分でございます。

3項1目河川総務費2,193万6,000円の減は、説明記載のとおり2事業分でございます。46ページでございます。

4項1目都市計画総務費424万8,000円の減は記載2事業分で、主なものは12節委託料110万1,000円の減は都市計画マスタープラン更新業務、河原・座府地区計画策定業務の支出見込みによる減額で、18節負担金補助及び交付金296万7,000円の減は北四番丁大衡線街路事業の負担金確定通知による減額でございます。

2目公園費152万9,000円の増は2事業分で、公園維持管理費は実績見込みによる減でございますが、万葉クリエートパークキャンプ場整備事業につきましては、次ページ47ページの14節工事請負費トイレ建築附帯工事分の増額分でございます。

47ページの3目下水道費は、下水道事業分の補助金の減額でございます。

4目定住促進費は定住促進費補助金、申請状況等支出見込みとしての18節の500万円の増分でございます。

5項1目住宅管理費487万2,000円の減、主なものは五反田北住宅1号棟解体設計業務等の事業確定見込みによる委託料の減となっているものでございます。

48ページに移りまして、2目定住促進住宅管理費42万円の減、ご覧のとおりでございます。

次に、8款の消防費でございます。1項1目常備消防費41万8,000円の増は、額確定による負担金の増額でございます。

2目非常備消防費177万5,000円の減は、説明記載のとおりでございます。

3目消防施設費は、財源入替分でございます。

4目災害対策費251万2,000円の減、主なものは次ページ49ページをお開きいただきまして、18節の負担金補助及び交付金2件の助成補助金でございます。190万9,000円の減となっております。

続きまして、9款の教育費でございます。1項1目教育委員会費は、説明記載のとおりでございます。

次に、2目の事務局費134万7,000円の減、こちらは50ページにかけての記載のとおりでございますが、50ページの12節委託料は事業完了による48万4,000円の減でございます。

50ページの下の方2項1目小学校管理費338万3,000円の減の主なものは、1節報酬は支出見込みによる減125万3,000円、7節報償費はプール開放中止による減、次ページ51ページに移りまして、10節需用費51万4,000円の減は電気料の減額でございます。

12節委託料の減は、額確定によるものでございます。

2目教育振興費102万円の減は、説明記載のとおりでございます。

次に、3項1目中学校の管理費327万9,000円の減、主なものは1節の報酬の減。

次ページ52ページに移っていただきまして、12節委託料138万7,000円の減は額確定によるものでございます。

52ページ2目の教育振興費133万3,000円の減は、記載の内訳のとおりとなっております。

53ページをお開き願います。

4項1目社会教育総務費91万1,000円の減は、説明記載の6事業の減額によるもの、各事業完了によるものでございます。

54ページでございます。

2目公民館費52万8,000円の減、こちらも記載4事業の完了による減額でございます。

4目平林会館管理費19万円の減、5目万葉研修センター管理費3万円の減、いずれも

見込みによる減額でございます。

次ページ、55ページをお開き願います。

6目美術館管理費40万円の減は、事業完了見込みによる減額でございます。

5項1目保健体育総務費も、事業完了による8節のスポーツ推進委員の費用弁償などの減額が主でございます。

2目体育施設管理費83万5,000円の減につきましては、7節報償費は施設巡視謝礼の見込みによる減、56ページに続きまして10節需用費につきましては、光熱水費は各施設の電気料の見込み減でございます。

56ページ22節償還金利子及び割引料60万円の増につきましては、国道4号各拡幅工事による撤去をいたしました村民テニスコートの管理棟、倉庫の部分の残存分の返還額確定見込みによる増でございます。

3目学校給食センター管理費8,560万5,000円の増につきましては、主なものは10節需用費の光熱水費は電気料の増70万円、物価高騰による賄い材料費の増額50万円、13節使用料及び賃借料は除雪機のリース料確定による減額でございます。14節工事請負費は、工事完了見込みによる減でございます。

57ページに続きまして、24節積立金につきましては特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業基金積立金で、新たに給食無償化事業で4,000万円、給食センター運営事業に4,618万3,000円、合計しまして8,618万3,000円を積み立てるものでございます。

次に、10款災害復旧費につきましては、1項2目大衡村排水処理施設維持管理費、事業完了見込みによる委託料の減、基金への繰出金の増によるものでございます。

3目明神揚水機維持管理費、事業完了によるもので、10節需用費の減、27節繰出金の増で、プラマイゼロとなっているものでございます。

58ページ11款公債費1項1目元金、2目の利子については、見込みによるものでございます。

58ページ13款予備費10万9,000円の増につきましては、財源調整でございます。

なお、次ページ59ページから62ページまでは給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩いたします。

再開を午後1時15分といたします。

午後0時10分 休 憩

午後1時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） ページ数46ページの万葉クリエートパークキャンプ場整備事業についてお伺いします。こちらの221万円の予算は全額トイレの整備費に充てられているのかと、そちらのトイレ整備の進捗状況をお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の万葉クリエートパークキャンプ場の関係ですけれども、工事請負費のほうで185万4,000円の増額補正をお願いしております。こちらのほうは、今年度トイレ整備の工事のほうを進めておりまして、その附帯工事といたしまして水回り関係の周辺の舗装工事ですとか水回りの追加とか、そういう附帯工事を増嵩するための補正となっております。

工事の進捗状況ですけれども、現在基礎工事のほうまで終わっておりまして、ちょうど今日トイレの本体の据付けのほうの工事を行っているといった状況となっております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 水回りの追加について詳しく教えていただきたいのと、4月オープン予定なのですがそのまま順調にいきそうですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 水回りの追加の部分なんですけれども、昨年8月にオープンしまして、使っていただく中でいろいろ改善点が見えてきた部分といたしまして、1つが4か所ほどの水回りがあったんですけれども、シンクが小さめというのがありまして、大きめの鍋ですとか鉄板みたいなものを洗う部分としてはちょっと小さいという部分のご意見をいただいておりますので、その改善対策といたしまして少し大きめの水回りを1つ追加するという内容となっております。

工事ですね、4月のオープンの部分につきましても、先ほど申し上げましたとおりトイレの工事は今本体据え付けとなっておりますので、この後附帯工事のほうの予算をお認めいただきましたら、3月中に工事のほうを完成させて4月のオープンにつなげたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 大きめのシンクをやるということで、利便性を考えてということだったのですが、こちらは利用者からの声があったのか。それとも、課が見てそう思ったのかをお聞きしたいのと、村長の施政方針で「利用人数が目標とした利用実績を下回った」とございましたが、どれぐらい下回ったのか。そして、オープンに向けて今後もっともっとPRをしていかなきゃいけないと思うんですが、今までやってきたPR方法とちょっと違う方法も取り入れていかなければいけないと思うんですが、今後のPR方法をお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご意見につきましては、利用者からのご意見を参考にさせていただきまして、あと我々も現場のほうを適宜確認していく中でそういったところも感じておりましたので、そういったところから改善を行いたいというふうに考えているものでございます。

それと、あと利用実績の関係なんですけど、昨年度の一応目標といたしまして組数では目標が750組という目標だったんですが、実績といたしまして118組、それと人数のほうで3,750人という目標だったんですが、310人ということで大きく下回った結果となっております。

あと、ご指摘のとおりPR活動も例年同様の部分に加えまして、新たなPR等も必要というふうに考えております。露出度を増やすためにイベントの開催ですとか、あとPRの方法もキャンプ用品なんかを扱っているお店にそういったPRのご協力をいただくような要請なんかもして、少し露出度を高める必要があるかなというふうに考えておまして、これからは先ほど申し上げたPR方法に加えて、様々なPR方法を随時いろいろ模索してまいりたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 4点ほどお伺いしたいと思います。

38ページ、新型コロナワクチンが三角の612万6,000円となっておりますけれども、この理由はどういうものなのか。また、その下の小児・児童予防接種事業というのも三角で129万円ほどになっておりますけれども、この辺の三角になった理由がよく分かりませんので教えていただきたいというのが1つです。

あとページ数14ページ、マイナンバーカードの補助金が減少しておるようではな

も、これについても同様に減少理由というものについてお伺いをしたいと思います。

あとはページ数20ページになりますが、万葉グッズが三角の1万円となっておりますけれども、万葉グッズをたくさんつくっているようにも思われますけれども、種類はどのくらいあって、この1万円というのは何が1万円の三角なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

またページ数7ページになりますがけれども、地域活動支援センター債務負担の限度額が上がっておりますけれども、この上がっている理由は何なのか。

合わせて4件ほどお伺いします。

議長（高橋浩之君） では、まず健康福祉課のほうで新型コロナウイルスに関して。

健康福祉課長（金刺隆司君） 私のほうから新型コロナウイルスのワクチンと、あと債務負担行為の地域活動支援センターの増額の件についてご説明いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種事業ですが、こちらは国の定期接種に今年度からなったわけでございますけれども、当初予算を組む段階で接種率を60%として当初予算を組んでおりました。

というのは、今まで国の費用として皆さん接種していたものの、実際自己負担が出るに当たってどの程度の接種率になるかというのがなかなか見込みが難しかったものですから、黒川地域の担当者レベルでいろいろ「どの程度だろう」というような打合せ等を行いまして、実際「国の接種のときよりは低くなるだろう」ということで60%の予算ということで計上しておりましたが、10月から接種事業が始まりまして12月の3か月で接種率が約16%になっております。それが12月の末の段階でして、これから3月まで接種期間がございますので、そちらを見越しまして接種率30%程度ということで、残りの分を減額したということでございます。

あと、債務負担行為の地域活動支援センターのほうの増額でございますが、地域活動支援センターは社会福祉協議会のほうに委託している障害の福祉センターの管理運営の業務でございます。こちらは長年社協のほうに委託しておったんですけれども、どうしても受差の残がだんだんだんだんたまってまいりまして、大きく100万円単位で繰越額が出てきていたという実情がございました。

そちらを解消するために、前年度・前々年度と正規の金額を積み上げて、例えば契約1,000万円程度と見たものからその累計額を減らすために三角分、累計額を事業に充ててもらおうということで100万円とか150万円とか事業に支障のない程度で残額の累計額を

減らすような作業をしてまいりましたが、今年度もそのような形で当初債務負担行為のほうを見込んだんですけれども、人件費のほうの高騰がございまして、そちらのほうがありましたので今年度の残額というのが当初見込んだものより残額が出ないということが分かりましたので、その分足りない分として190万円ほどということで、債務負担行為の増額をさせていただくことになりました。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 私のほうから、小児・児童予防接種事業のほうの三角129万円ほどのもので、そちらのほうを説明いたします。

こちらの減額につきましては、今年度から年齢の幅を広げてその分予算を計上していたところだったんですけれども、1月末までのインフルエンザの接種率のほう伸びずにいて、実際11月時点のところでの接種率とそれから今後1月までの見込みを勘案しまして、129万円を減額させていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に住民生活課、マイナンバーに関して。

住民生活課長（森田祐美子君） 14ページの三角の11万7,000円というような話かと思います。

こちらにつきましては、5月26日から戸籍にフリガナが振られるということで、そちらの戸籍情報システムの改修業務の補助金となっております。当初129万4,000円を計上しておりましたが、こちらの交付決定による117万7,000円に交付が決定いたしましたので、11万7,000円を減額するものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に万葉グッズに関して、産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 現在万葉グッズとしましては、封筒・便箋・絵はがきとピンバッジがございます。1万円の減額につきましては、これまでの予算で計上しております3万3,000円の予算から収入見込みの分を見まして、その差引き分としての1万円を減額として計上しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 忘れないうちに、万葉グッズから。今封筒・便箋とかバッジとかのお話がありましたけれども、我々議員にも洗剤のスポンジみたいなものがあったり、「おおひら館」のほうでは手提げとかバックみたいなものもあるんですけれども、ああいふものは万葉グッズではないんでしょうか。それ、まず1点伺います。

あとは新型コロナの関係になりますけれども、60%を30%に減額というお話がありま

したけれども、新型コロナはそのぐらい減ってしまって、新型コロナになる感染者数というのは受けても受けなくてもあまり変わらないものかどうか。また、どういうふうな形でPRをして30%まで下ろしたのか。

要は、村民の方が受けなくても十分対応できると判断したために30%まで下がったのか。または、先ほどの話では「自己負担があるよ」というふうなことで、受ける人が減ったのか。でも、今言ったとおり「受けなくても全然支障がない」というふうなものが強かったのか、その理由。30%まで減らしたというよりも、受けない理由がもし分かっているのであれば、その辺もお伺いしたいなと思います。

あとマイナンバーカードにつきましては、そういうふうな戸籍の関係ということで、それについては分かりました。

あとは、全体の活動支援センターのほうは、増やした人件費が主なものだというふうなことですけれども、その前の前提で繰越金がどうのこうのというお話がありましたけれども、要は令和6年度とかローリングで例えば在庫としてずっと残っていて、その精算もあってというようなお話でしたけれども、そういうふうな余ったものについては村に返還をしてもらわないで社協のほうで持っているというか、引き当てというか積立てというかそういう形で運営をしているというふうに理解していいのか、その辺お伺いします。

議長（高橋浩之君） それでは健康福祉課長、日程について。

健康福祉課長（金刺隆司君） まずコロナウイルスのほうですけれども、30%として見込んだものですけれども、明確な例えば接種率が落ちた理由というのは私どものほうでは把握できません。ただ自己負担があるということが、ある程度やはり下がった理由ではないかなというふうには思っております。今まで無料でやったのが、最高全部打った方が7回打っている。7回目までたしかあったと思うんですけれども、今年度8回目からは自己負担、村の場合ですと3,000円というふうな自己負担ですけれどもそちらのほうが発生するわけで、そちらのほうで下がったのかなというふうな印象がございます。

あと、打ったか打たないかで病気の発生率という、罹患率というようなことは、私もお医者さんでないので何とも言えないんですけれども、今市町村別の罹患者の統計というのが一切出てきていないので何とも言えないんですが、ただ皆様もニュース等でご存じのようにある一定時期コロナウイルスとインフルエンザが警報的なレベルまで達したと。今も、先週あたり宮城県でも定点調査で5点何人とか、そういう数字になっていた

かと思うので、まだまだ感染者というのはいらっしゃるなというふうな印象でございます。

あと地域活動支援センターのほうですけれども、年間を通して3月31日まで事業をやっておりますので、その分を繰越ししていただいて数字を明確に出してもらっています。次年度の事業分として、その中でやりくりをしていただくということで、今のところ運用をしておるような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に万葉グッズに関して、産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 先ほどお話しいただきましたトートバッグのようなものに関しては、まちづくりセンターの自主事業で作成したものですので、村のほうで万葉グッズとしての収入は見ているものではございません。

スポンジにつきましては、「ひら麻呂」のPRも兼ねてということでノベルティとして配布するものとして作成したものですので、それも販売ではございませんので、万葉グッズの収入として見ているものではございません。

以上です。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 万葉グッズについては、村長もここに付けているだけじゃなくて、いろいろ村のPRにもなるとお思いますので、「これはまちづくりでつくっている」とか、あと「これはPR用につくっている」ということなく、もっとメニューというか商品を増やして、村のPRにもなりますので大いにやっていただくということがいいかとお思いますので、予算を余さずというよりはもっと大いにPRをしていただければ非常にありがたいかなと思っております。

あと、議長にお願いがございます。このぐらいの膨大な補正予算の説明を質問するということになりますと、今までたくさんの質問があっても一問一答みたいに一つ一つやっていかないと。あちこちいろいろ聞いたり何なりしていますと、質問する側も答える側も大変だと思うんです。ですから、今やっている3回答えとか何かというものについても、それではなくて一問一答のように答えるような形でやるとか、そういう検討をお願いしたいということを申し添えて、終わります。

議長（高橋浩之君） ただいまの形は、議会運営委員会等々で改めて検討させていただきますけれども、この場は今の形で進めさせていただきます。

先ほどの3問目の答弁は要りますか。

それでは、次に佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 2 点質問します。

1 つは鈴木議員とかぶる部分ありますけれども、7 ページの債務負担行為の変更。2 つの事業ですが、地域活動支援センターについては人件費等々という説明をいただきましたが、金額は20万円だけの増額ですか。この地域生活支援拠点等整備事業をこの時期に変更する理由、1 点目。

それから19ページにまいりまして、20款繰入金 2 項 2 目減債基金繰入金、今回 6,000 万円減額し繰入額をゼロにしています。減債基金は、考え方として村債の返済などにだけ充てることのできる目的基金、特定財源に値するのではないかなと考える上で、58ページの11款公債費を見ますと減債基金の減額相当6,000万円の動きを読み取ることができないわけであります。その辺なぜなのか。

以上、2 点質問します。

議長（高橋浩之君） まずは7 ページ、健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） ご質問のありました地域生活支援拠点等整備事業でございますが、こちらは障害者福祉に係る事業でございます。12月で一旦債務負担行為を上げさせていただいたんでございますけれども、その後実際契約前に事業者等といろいろ打合せを行った結果、20万円ほど増額させていただいたということでございます。

議長（高橋浩之君） 次に減債基金等々、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご質問にお答えいたします。

減債基金の繰入れについては、令和6年度当初予算編成において歳入部分の不足分を補うという意味から、財源調整の部分で当初編成をする段階で繰入れを上げていたものでございます。ご覧いただいて分かりますとおり、現在の執行状況等を勘案いたしまして減債基金の繰入れの必要がないということで、予定していた全額分を今回補正で減とさせていただいたものであります。

具体的な根拠の今資料を持っておりませんが、議員おっしゃられたように減債基金の用途ということでお話をいただきましたが、基本はその点であると思いますけれども、必ずしもそれに縛られるものではないというような解釈を持っております。ですので、後ろのほうの公債費と必ずしも連動したものではないというような考えを持っているところでございます。

なお、11款の公債費の関係につきましては、今年度令和6年度当初予算編成時点では

見込んでおりませんでした。計算ができなかったそれ以降、編成作業以降に発生いたしました公債についての償還分等の金額ということで、当初予算では盛り込めていなかったものでありますので、今回340万円ほど計上させていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） まず債務負担の変更、今日3月6日ですよ。もう今月、何日もないわけです。そういう中で今日の予算議決を得て、これから変更契約等を締結することになると思うんですが、業務の内容からしますともっと早く手続を取る必要があったのかなと思いますが、その点。

それから、減債基金については縛りがないという課長の答弁ありましたが、条例を見ますと条例は地方自治法を根拠に目的基金条例ということで制定されています。これの処分に当たっては、今見ているんですけれども限られた4項目、この4つの項目以外は処分できない条例規定になっています。その辺、先ほどの答弁では財源調整という説明もありましたが、財政調整基金やらと違って一般財源への財源調整は、減債基金についてはやるべきではないんでないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） それでは、健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） もっと早くというご質問でございますけれども、契約行為そのものは今回補正をお認めいただいた後に、契約手続に入る予定になっております。12月の債務負担行為の段階で契約をして、今回その増額を契約変更するものではなくて、この金額をお認めいただいた後に契約の手続に入るということでございます。

なお、健康福祉課のほうはたくさんの事業がございまして、できるだけ早く処理するために12月でいろいろな事業の債務負担行為を上げさせていただいて、余裕を持って契約事務に当たりたいという思いから12月に一旦上げさせていただいていますが、事業のほうのいろいろ打合せ等を行った結果、この2事業は増額の債務負担行為が必要になったということでの計上でございますので、ご理解していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご指摘をいただいたとおり特定されているということでありまして、その辺は説明が不足だったのかなというところもありますし、認識のほうは当然きちんと内容等を確認した上で厳格に対応してまいりたいというふうに思っております。

結果がオーライだったから「大丈夫だ」ということではないんですけれども、ご心配

をおかけして今ご指摘いただいたとおりでありますけれども、当初編成の段階でそういったところもなお確認の上、執行していくようにさせていただきたいと思います。

今も申し上げましたとおり、結果としてそこに手をつけなくても何とか賄えるようになったということでもありますけれども、財政の運営はしっかりと今後もさせていただきたいと、今ご意見をもとに改めて感じているところでございますので、そこはしっかりと考えながら進めさせていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 企画財政課長、ぜひ後で確認していただきたいんですけども。令和6年度の当初予算編成を私個人的に「重要視しないで見てしまったな」という反省も、改めて今回の補正内容を見て思った次第であります。

そういう中で過去を振り返ってみますと、平成30年度までは公債費だけに、この減債基金の運用は間違いなく条例規定に基づいて運用している姿が、平成30年度までは見受けられました。ところが、昨年の3月補正も今回と同様に1億円を減額しているんですね。当初で一般財源と同じように予算化を図り、最終的に今課長説明のとおり繰入れする必要がなかったから1億円、たしか1億円だったと思います。昨年の3月補正も同じような措置をしております。

あくまでも、さっきも申し上げましたとおり、減債基金の運用については地方自治法の規定を受けて村で条例を制定しているわけでありますので、減債基金条例の解釈の問題になるわけですが、企画財政課のほうでもいま一度その辺確認をしていただいて、今後に向けていただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今佐野議員からご指摘いただいたとおり、担当課長でもございますのでその辺はしっかりとこれまでの経緯も検証しながら、きっちりと条例等の趣旨も踏まえながら運用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） 繰越明許について伺います。

工事関係、3月で繰越明許が毎年年度末に計上されてくるんですけども、令和6年度においても4件の繰越明許が出ておりますけれども、それぞれの業務の内容あるいは現在の進捗の状況、着手時期とか完了見込みの状況はどうなっているのか、その辺の概

要を伺いたいと思います。

それから歳出のほうで、四十五、六ページですかね。土木費かな、関連あるかどうか分かりませんが橋梁維持費の工事請負費約2,600万円ほど追加になっていますが、これの関連あるのかどうか。それから、河川費のほうの土砂しゅんせつ事業二千百何十万円減額になっていますが、その工事状況について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） では、まず繰越明許に関してと、あと45ページ・46ページに関して、都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の繰越明許の状況でございます。

まず、1行目の海老沢持足線改良舗装事業でございます。こちららは、1月の臨時議会のほうで追加で補正をさせていただきまして、財源といたしまして国の交付金のほうを補正でいただいたということで予定しておりまして、現在契約まで終わっております。測量調査設計ということで、400メートルの測量調査設計業務ということで契約済みとなっております、業務期間は12月末頃までを予定しております。

2行目の橋梁維持補修事業、こちらは長原橋の修繕工事関係になりまして、こちらも国の補正予算のほうで予算を頂きましたので、繰越しをさせていただいて発注させていただくということで、こちらは今後発注という形になります。河川の工事という形になりますので、工事のメイン時期は秋口、河川の水位が下がった以降という形になります。ですので、工事期間は来年3月ぐらいまでを予定しているものでございます。

3行目の都市計画総務費につきましては、こちらは都市計画マスタープランと河原・座府地区の地区計画の業務関係でございます。こちららも、既に契約して業務のほう進んでおりまして、いろいろ今手続等を進めている最中でありまして、いずれも6月の議会に向けて業務を進めているという状況となっております。

4つ目の災害対策費の関係につきましては、こちらは危険ブロック塀の除去事業となっております、1件分です。個人宅の改修工事の兼ね合いがありまして、そちらの工事の関係で繰越しをさせていただくものとなっております。8月末頃までの工期を予定しております。

それと、2点目の土木費の橋梁維持費の関係なんですけれども、こちららも先ほどの長原橋の修繕工事と同様の関係になっておりまして、今回国のほうで補正をいただきましたので、その関係で歳入歳出とも増額の補正をさせていただいて、繰越しで事業を実施するというものでございます。

あと、3点目の河川費のほうの関係なんですけれども、こちらは2事業分ございまして、1つが緊急しゅんせつ推進事業債を使った駒場川と大森川の土砂のしゅんせつ事業分となっております。こちらの工事のほうは順調に進んでおりまして、ほぼほぼ工事のほうは完了しておりますので、あとは検査のほうの段取りという状況となっております。

それと、あと2つ目の事業といたしまして緊急自然災害対策事業債を使いまして、こちらも関連あるんですけれども駒場川と大森川の護岸の補修工事の事業となっております。こちらのほうも工事のほうはほぼほぼ完了しておりまして、今月完成で検査の予定となっておりますのでございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） そうしますと、いずれにしても途中補正で追加になったばかりで、そんなに期間がたってないものですから、契約済みで工事にはまだ着手していない、あるいは発注はこれからというような業務もあるようですので、実際の完了時期は令和7年度、相当の期間たってから完了見込みというような説明だったんですね。12月、あるいは令和7年度末見込みということで、長期にわたる繰越しということになるんだと思うんですけれども。

橋梁、橋については長原橋ですね。今回の繰越し分と補正での追加分というのは、同じものではなく別々なんですか。その辺は、合わせて工事費というふうになってくるのでしょうか。どうなんでしょうか、その辺は。令和6年度分の予算の金額としては。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、今回工事請負費のほうで2,599万8,000円ほど増額させていただいている関係のやつが、長原橋の修繕工事分ということになっております。これは相当の部分、端数の調整はしておりますけれども、この分を繰り越しさせていただいて長原橋の修繕工事を行うということで、同じということでご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） 了解しました。

それで河川のしゅんせつなんですけど、2,100万円を超える残金ということなんだろうけれども、実際に土砂しゅんせつした工事内容、土量といいますか金額としては駒場川・大森川、こういったような状況だったんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 河川のしゅんせつ関係の事業につきましては、令和6年度当初予算編成時はまだ調査の関係が終わっておりませんでしたので、概算のほうで予算の要求をさせていただきまして、その後調査の結果が出て数料が出たということで、それを基に発注をさせていただきまして、今回3月補正の減額というふうな形になっております。

まず土砂しゅんせつの関係につきましては、駒場川のほうで現契約分にこれから変更等生じる精算はありますけれども、現契約分で2,992万円。駒場川のほうが2,992万円、大森川のほうは2,920万円という契約状況となっております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） ページ37ページです。母子保健費の中の不妊検査・不妊治療費助成事業の減額補正128万3,000円の件についてお尋ねをしたいと思っています。調べるあれがなかったものですから、当初予算は幾らで、どのぐらいの助成の実績等々があつてこういう減額に至ったのか、その辺のことについて伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 初めに、当初予算でございます。当初予算のほうは、150万円の当初予算を見込んでおりました。それで実績のところでございますが、1人のみ検査のほうで実績がありまして、治療のほうは残念ながらおりませんでした。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） ようやくそういった助成事業がスタートすることになって、予算を認めるほうも期待をしていたところがあつたんではありますが、なかなかそのとおりにはいかなかったということなんでしょうか。非常にデリケートな問題でもありますし、その辺はそう簡単ではないとは思いますが、なかなか助成に至らなかったということについては、担当課としてはどのような分析をなさっているのか、その辺も伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） この助成が始まる時には、ホームページ等いろいろなところに広報周知のほうをさせていただきました。それでもお問合せというところがないということは、広報周知不足というところも反省点の1つとして考えております。

また相談があつたんですけれども、電話での相談はあつたんですけれども、実際女性

のほうが手続に来なかったというのが何件かあったことを付け加えさせていただきます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 31ページの総務費で高齢者医療助成、これ当初予算にはありませんけれども、130万円出ていますけれども三角で。予算に対しての130万円なんていうのは、パーセントでいきますと何%だったかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 少しお待ちください。

すみません。当初予算に対しまして、約20%の減額補正というふうになります。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） パーセントは分かりましたけれども、利用者の減少というのは例えばデマンド交通を利用した方が増えたために減額になったのかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 利用者そのものは、目に見えるほどの減額ということではございません。ただ、大体毎年7割前後ぐらいの利用者がおりますので、今年度に限って例えばデマンドの関係で下がったとかそういったことではなくて、当初予算の段階で新規の申請ですとかそういったのも見込んだ上で当初予算を組んでおりますが、結果的に20%ほど減額をさせていただいたということでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。

次に、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私は15ページの7と34ページ、あと57ページということでこの7の部分、15ページの7の特定防衛施設周辺整備調整交付金の中の説明の中で、まず万葉すくすく子育てサポート医療助成事業に1,500万円、あと学校給食無償化事業4,000万円、あとその下の学校給食センター運営事業に4,618万3,000円ということで説明の分であります。

そこで、万葉すくすく子育てサポートのほうについては多分繰入れからなっているのかなというふうなニュアンスで見させてもらいました。そのほかの部分については、直接この交付金からお金が流れているような状況であります。その辺確認で、お話しできますでしょうか。

議長（高橋浩之君） まず、じゃあ交付金関係ということで企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご質問の趣旨に沿うかは別といたしまして、まずは今お話しただきました万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業の基金造成積み増といたします

かその点についてですけれども、当初1,000万円を当初予算を計上しておりまして、今年1,500万円を追加いたしまして、トータルとして2,500万円を基金として積むというものでございます。

重ねて、先ほど説明したとおりでありますけれども、学校給食費の無償化につきましては今年度の事業といたしまして4,000万円を今回新たに基金として無償化の部分では積む、基金とするということでございます。

また、学校給食センターの運営経費補助事業につきましても、そこに記載のとおり4,618万3,000円を今回新たに積むということでありますので、学校給食センター運営費、無償化の事業につきましては今回この部分を積むというだけでございまして、現在の今年度の無償化に係る経費等は一般財源のほうから出ているという解釈でございます。

万葉すくすく子育てサポートについては、これまでも継続して行っておりまして、充てる部分と積む部分ということで1,500万円を追加して2,500万円を、積むほうの話としてはそこでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 学校給食の関係については、新たな事業ということで認識するわけですが、万葉すくすく子育てにつきましては直接入ってなくて、繰り入れして出す点でもないんでしょうか。見ていてそう思ったんですが、直接ここから出てはいないんじゃないかなというふうに見ていたんですが、その辺。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長、説明してください。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 私のほうも混乱しておりますけれども、まずは必ずしもそれを使うということではなくて、基金としてまず積むものがあります。あとは、事業化でその分に充てる部分がありますということで、当然そこは必ずしもイコールになるものではないということなんですが、よろしいでしょうか。

すみません。ですから、積んだからといってそれを全部使うわけではなく、あくまで基金ですので財布の中で持っていて必要な額を崩して使っていく。さらに、また積み増しをしていく、また使っていく、積み増しをしていくという。定期預金に積んでいて、普通預金に下ろして使う分使っていくって、定期預金にまだ残っているということと同じかなと思うんですが。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を 2 時 20 分といたします。

午後 2 時 0 8 分 休 憩

午後 2 時 2 0 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（高橋浩之君） 日程第 21、議案第 18 号、令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第 18 号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 941 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,320 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 1,073 万 5,000 円の減。1 節普通交付金は、療養給付費等の歳出見込み相当分でございます。2 節特別交付金は、保険者努力支援分交付見込みによる減額分が 2 万 7,000 円と、科目振替による減額分 258 万 4,000 円、合わせて 261 万 1,000 円の減額でございます。3 節社会保障税番号システム整備費等補助金 195 万

5,000円の増は2節特別交付金からの科目振替分で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う事業経費に対する補助金で、額確定によるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金は、見込みによる増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金94万5,000円の増、事業費等の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款3項雑入は、見込みによる増額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費88万6,000円の減、職員人件費分と事業完了見込みによる減額及び財源の入替でございます。

3項1目運営協議会費12万6,000円の減、国民健康保険運営協議会委員の報酬及び費用弁償でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から、次のページ2項2目一般被保険者高額介護合算療養費は、給付費等の支出見込みによる増減でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生普及費22万4,000円の減、事業完了見込みによる減額及び財源の入替でございます。

2項1目特定健康診査等事業費109万9,000円の減、事業完了見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目財政調整基金積立金9,000円の増、利子分でございます。

7款1項8目保険給付費等交付金償還金7,000円の増、令和5年度分に係る特別交付金と出産育児一時金臨時補助金のそれぞれ額確定による返還金でございます。

8款1項1目予備費298万8,000円の増額につきましては、財源調整でございます。

次ページ以降は給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第22、議案第19号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第19号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第19号別紙、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,400万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをお開き願います。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者保険料は保険料徴収見込みによるもので、特別徴収は減額、普通徴収は増額での計上でございます。

3 款 1 項 1 目 介護給付費負担金から 2 項 3 目 地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）までは、いずれも見込みによる増減でございます。

次のページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目 介護給付費交付金及び 2 目 地域支援事業交付金は、給付費対象事業費等の見込みに伴う増減でございます。

5 款 1 項 1 目 介護給付費負担金から次のページをお開き願います。3 項 2 目 地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）についても、給付費対象事業費等の見込みに伴う増減でございます。

7 款 1 項 1 目 介護給付費繰入金は一般会計の給付費負担分の増額、2 目 その他一般会

計繰入金から4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）は、事業費等の見込みに伴う増減でございます。

次のページをお開き願います。

1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減補填分でございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費及び予防給付費増額に伴い計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。10ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費3節・4節は職員人件費の減額、18節については負担金確定による減額でございます。

3項1目認定調査費につきましては、事業完了見込みによる減額でございます。2目認定審査会共同設置負担金は、事務組合への負担金の減額でございます。

次のページをお開き願います。

4項1目運営協議会費、介護保険運営委員会委員報酬及び費用弁償の減額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から13ページの3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、年度末までの給付費等の見込みによる増減及び財源の入替え等でございます。

次のページをお開き願います。

2項1目一般介護予防事業費は、職員の共済費分でございます。

3項1目総合相談事業費は、事業完了見込みによる減額でございます。2目権利擁護事業費は財源の入替え、3目任意事業は配食サービス事業・紙おむつ支給事業等の完了見込みによる減額でございます。

4項1目審査支払手数料は、財源の入替えでございます。

次のページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、保険給付費等の増額による減額でございます。

7款1項1目予備費は、財源調整でございます。

16ページ以降は給与費明細書でございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 説明いただきましたけれども、まず9ページ7款2項で介護給付費の準備基金500万円を今回増額、それから15ページの逆にこの準備基金積立金予定した分を減額という今回大きい補正内容。この2点で、財源として1,000万円が捻出されるふうに見受けられるわけですが、歳出は給付費の増減、増額・減額がありますけれども、大きく今回の補正でいうとそういう理解でよろしいのか伺います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） すみません、説明の不足がありました。

給付費の入替えもございますけれども、今回の補正予算で330万円ほど給付費のほうを全体的に増額させていただいております。そのほか国と支払基金、県のほうの給付費として村に入ってくる分、そちらのほうの減額もございまして、今回基金の繰入れを少なくして基金の取崩しを多くしているというような状態でございます。

なお、結局予算を組むに当たってどうしても給付費を少なく見込むわけにもいかず、また国や県のほうの給付費なんですけれども、今年度の給付費の実績ではなくて昨年度の秋から今年度の1月・2月くらいまでを見込んだ分での給付費の見込みになります。そちらの関係もございまして、当初で組んだよりは減額になっているので、その部分を見越しての今回の補正ということで、国や支払基金・県の支出金に関してはあとは年度が明けてから実際の実績に基づいて、足りないようであれば増額での補填があるというふうなことで理解いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 私は、国県のどうのこうの云々そういうことはでなく、今回の補正予算を一口で言えば、準備基金を500万円取り崩すわけですね。それから、予定していた積立金を減額して積立てしないと。その関係で、1,000万円財源として出た。それは給付費における、課長今いろいろ説明しましたけれども、居宅介護サービスやらその辺の増額・減額は給付費が左右するゆえに、今回の補正はそういう内容になっているんですねという確認をしたわけです。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） そのように理解していただいて結構かと思います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） その場合に給付費準備基金、今回の補正で動きはあまりないんですけれ

ども、年度末基金の保有額は幾らになるか、最後にお尋ねします。

議長（高橋浩之君） 会計管理者。

会計管理者（亀谷明美君） 介護保険給付費の準備基金の現在の基金残高は2,294万9,000円になっておりますので、今回の補正予算後になりますと1,595万円となる見込みとなっております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第20号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第23、議案第20号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第20号別紙によりご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,154万3,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料350万円の増、2目普通徴収保険料200万円の増、それぞれ収入見込みによるものでございます。

3款1項1目事務費繰入金は、人件費及び事務費確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4 万 6,000 円の減、職員人件費分の減額でございます。

2 項 1 目徴収費 3 万円の増、事業確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 550 万円の増、歳入でご説明申し上げました保険料の増額によるものでございます。

9 ページは給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度大衡村水道事業特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第 24、議案第 21 号、令和 6 年度大衡村水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第 21 号別紙でご説明を申し上げます。1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度大衡村水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条は総則について定めたもので、令和 6 年度大衡村水道事業会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

第 2 条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和 6 年度大衡村水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第 1 款水道事業収益 2 億 4,190 万 7,000 円に 2,316 万 5,000 円を追加し、2 億 6,507 万 2,000 円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用2億3,873万4,000円に660万4,000円を追加し、2億4,533万8,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は収益的収入及び支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中「過年度損益勘定留保資金5,004万4,000円」を、「過年度損益勘定留保資金7,409万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入2億8,340万5,000円から2億2,583万6,000円を減額し、5,756万9,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出3億3,344万9,000円から2億170万9,079万円を減額し、1億3,165万9,000円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして予算説明書でご説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款1項1目給水収益1,900万円の増につきましては、水道使用料の収入見込みによるものです。3目その他営業収益9万2,000円は、手数料の収入見込みによるものでございます。

2項2目他会計補助金587万9,000円の減につきましては額の確定によるもので、高料金対策補助金分の減額となっております。3目水道加入金836万円の増につきましては、収入見込みによるものとなっております。5目雑収益18万9,000円の増につきましては、収入見込みによるものとなっております。6目長期前受金戻入140万3,000円の増につきましては、駒場幹線分の確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

支出の1款1項1目原水及び浄水費270万円の増につきましては、県からの受水費支出見込みによるものとなっております。2目配水及び給水費218万8,000円の減につきましては、委託料の契約実績に伴う補正となっております。4目総係費105万円の減につきましては、人件費の補正と委託料の補正につきましては見込みによるものとなっております。5目減価償却費170万7,000円の増につきましては、県道石巻鹿島台色麻線の歩道整備に係る移転補償工事分の額の確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

2項2目消費税500万円の増につきましては、見込みによるものとなっております。

3 項 1 目過年度損益修正損43万5,000円の増につきましては、不納欠損見込み2名分となっております。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入についてです。

1 款 1 項 1 目開発負担金311万5,000円の増につきましては、収入見込みによるものとなっております。

2 項 1 目工事負担金1億6,535万1,000円と、次の3 項 1 目企業債6,360万円の減額につきましては、国道4号拡幅に伴う支障移転工事分の確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

支出の第1 款 1 項 2 目配水設備拡張費2億179万円の減につきましては工事請負費の減額で、国道4号拡幅関連の水道管移設工事分の確定による減額となっております。

次のページに給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第22号 令和6年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第25、議案第22号、令和6年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第22号別紙でご説明を申し上げます。1 ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は総則について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入第1款事業収益と支出第1款地事業下水道事業費用、それぞれ3億5,793万3,000円に1,529万6,000円を追加し、3億7,322万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は資本的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,145万2,000円は損益勘定留保資金9,287万6,000円で補填するものでございます。

収入の第1款資本的収入1億9,541万5,000円から1億4,451万5,000円を減額し、5,090万円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出2億1,254万2,000円から8,019万円を減額し、1億3,235万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は企業債について定めたもので、次のとおり補正するものでございます。

初めに、特定環境保全公共下水道事業債の限度額2,030万円から1,540万円を減額し、490万円とするものでございます。

次に、流域下水道事業債940万円から50万円を減額し、890万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして予算説明書でご説明を申し上げますので、8ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目下水道使用料310万4,000円の減につきましては、1節公共下水道使用料と2節合併処理浄化槽使用料、それぞれ収入見込みによるものです。

2目その他営業収益11万5,000円の増につきましては、それぞれ1節・2節収入見込みによるものとなっております。

3目他会計負担金1,926万2,000円の増につきましては下水道会計に係る基準内繰入れの補正で、雨水分の減価償却費が主なものとなっております。

2項2目他会計負担金1億158万1,000円の増につきましては、固定資産の財源を見直

しし他会計補助金長期前受金の予算額を変更したことで流域下水道建設に係る経費の減価償却費が同額になったことと、またあわせまして基準内繰入金と基準外繰入金の区分を見直したことによる補正となっております。

次のページをお願いいたします。

3目他会計補助金4,332万7,000円の減です。こちら、基準内繰入金と基準外繰入金の区分を見直したことに伴う補正となっております。

6目長期前受金戻入5,950万4,000円の減です。こちらにつきましても、先ほどの説明同様他会計負担金の補正で説明のとおり、固定資産の財源見直しに伴う補正となっております。

7目雑収益27万3,000円の増です。こちらは、マンホールカード作成に係る助成金と糸繰ポンプ場の維持管理負担金分の増額となっております。

次に、支出の第1款1項1目管渠費886万円の増です。こちらは人件費の補正と、次のページをお願いいたします。11節委託料996万8,000円の増につきましては、下水道事業認可変更に係る補正となっております。

13節修繕費の減額につきましては契約実績に基づく補正となっております。

2目浄化槽費39万5,000円の減につきましては、人件費の補正と備消耗品費は補助対象事業分に係る消耗品の補正と、手数料は契約実績に伴うものとなっております。

3目総係費94万6,000円の減につきましては、契約実績によるものとなっております。

4目流域下水道維持管理負担金1,513万2,000円の減につきましては、負担金の実績見込みによるものとなっております。

5目減価償却費1,574万5,000円の増につきましては、1節の有形固定資産減価償却費の増額につきましては過年度工事分の確定によるものとなっております。

2節の無形固定資産減価償却費1,447万4,000円の増につきましては、流域下水道処理施設分の補正となっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目支払い利息及び企業債取扱諸費36万6,000円の増につきましては、利息の確定によるものとなっております。

2目費消費税及び地方消費税1,000万円の増につきましては、見込みによるものとなっております。

3項1目過年度損益修正損4万5,000円の増につきましては、不能欠損見込み1名分と

なっております。

2目その他特別損失324万7,000円の減につきましては、令和5年度消費税申告分の確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入についてでございます。1款1項1目企業債1,590万円の減です。こちらは国道4号拡幅関連の下水道の移設工事分の減額と、流域下水道建設負担金確定による減額となっております。

2項1目他会計負担金1,776万9,000円の増につきましては、基準内繰入金と基準外繰入金の区分の見直しに伴う補正となっております。

3項1目他会計補助金1億871万2,000円の減につきましては、こちらも来基準内繰入金と基準外繰入金の区分の見直しに伴う補正となっております。

4項1目国庫補助金1,600万円の減につきましては、下水道設計業務の減額に伴う補正となっております。

次のページをお願いいたします。

5項1目下水道事業負担金3万円の増につきましては、受益者負担金確定によるものとなっております。

6項1目工事負担金2,170万2,000円の減につきましては、国道4号拡幅関連の下水道管支障移転工事分の減額となっております。

次に支出の1款1項1目管渠費8,004万円の減です。1節委託料の減額につきましては、下水道設計業務の減額とその他契約実績に伴う減額となっております。

2節工事請負費の減額につきましては、国道4号拡幅関連・下水道管支障移転工事分の減額となっております。

3節負担金の減額につきましては、流域下水道負担金額の確定によるものとなっております。

2目浄化槽費15万円の減につきましては、浄化槽会計に係る消耗品の補正となっております。

次のページ14ページに給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） ちょっと聞き逃してしまいまして、マンホールカードというようなお話
ございましたが、この内容を教えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 従来からマンホールカードを作成していた分の新たな追加の印刷の部分と、今回新たに「ひら麻呂」のマンホールカードを作成しております、それを作成したことに伴いまして補正をさせていただいております、こちら全額公社からの助成金を頂いておりますので、その補正となっております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） マンホールカードは非常に大人気でございます、全国からいろいろ来ているというお話聞きますけれども、これまでどのぐらいの枚数をつくってどのぐらいさばけているのか、また今在庫をどのぐらい持っているのか、参考にお聞きしたいんですが、

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 申し訳ございません。手持ちにその辺の情報を持ち合わせておりませんで、詳細の数値のほうはお答えできなくて申し訳ないんですが、キキョウのマンホールにつきましては今回増設ということで、ご質問のとおり従来から人気がございます、今回在庫が尽きたということで新たに増刷をさせていただいたということでございまして、「ひら麻呂」のほうは今回新たに印刷させていただいて、本当に配付日の前から問合せをいただいて、非常に出だし好調という形で配布をさせていただいている状況でございます。

具体的な枚数につきましては、すみません、手持ちの情報を持ち合わせておりませんで、申し訳ございませんでした。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 大人気という話もありますけれども、後で結構でございますので、その内容を教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第23号 令和7年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第27 議案第24号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第28 議案第25号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第29 議案第26号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第30 議案第27号 令和7年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

日程第31 議案第28号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

議長（高橋浩之君） ここでお諮りします。日程第26、議案第23号、令和7年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第27、議案第24号、令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第28、議案第25号、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第29、議案第26号、令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第30、議案第27号、令和7年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、日程第31、議案第28号、令和7年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて、以上の6件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第26、議案第23号から、日程第31、議案第28号までの6件の議案を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明願います。

企画財政課長、一般会計の説明をお願いします。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、令和7年度の一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

令和7年度大衡村一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算に係る規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ47億3,000万円と定めるものとございます。

第2条は債務負担行為に係る規定で、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債に係る規定で、第3表で後ほどご説明いたします。

第4条は、一時借入金の最高額を3億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算の流用に係る規定となっております。

次に、7ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございます。4件について設定をさせていただくため提出しております。

1件目は中小企業振興資金の損失補償料で、限度額を257万円とするものとございます。

2件目は同じく中小企業振興資金の融資利子補給金で、限度額を200万円とするものとございます。

3件目は小規模事業者経営改善資金利子補給金で、限度額を70万円とするもの。

4件目は、万葉のびのび子育て支援事業で使用した支援券の合計額を限度額とするものとございます。合わせて527万円を限度額と定めるものとございます。

次に、次ページ8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの「第3表 地方債」でございます。

起債は4件で、1件目公共事業等債につきましては限度額980万円。

2件目の公営住宅建設債につきましては、5,650万円。

3件目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、6,660万円。

4件目の緊急防災事業債につきましては、960万円。

合わせまして、1億4,250万円と限度額を定めるものとございます。

続きまして、予算の概要につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、次ページ9ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1款村税は前年度比6.5%で、内訳は個人村民税、固定資産税、軽自動車税の環境性能割、たばこ税において増額となっているものとございます。

2款の地方譲与税から10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきまして

は、県からの通知などによるものでございます。

11款の地方特例交付金は、今年度令和6年度につきましては個人住民税の定額減税の実施による減収分の補填がありましたが、新年度令和7年度については当初ではございませんので、その分で68.2%の減となっているものでございます。

12款地方交付税は昨年度比9,000万円の減、率にして18.3%の減で計上いたしております。

14款負担金及び補助金は、大瓜テレビ共同受信施設整備事業が終了したことにより分担金分が令和7年度はありませんので、収入がないため前年度比89.7%の減となっているものでございます。

15款使用料及び手数料は、1.5%の増。

16款国庫支出金は前年度比38.3%の増で、負担金では障害者総合支援給付金負担金、子供のための教育・保育給付金負担金の増、補助金ではデジタル基盤整備改革支援補助金、社会資本整備総合交付金事業等が増となっているものでございます。

次に17款県支出金は7.8%の増で、今お話ししました国庫支出金同様障害者総合支援給付費負担金、子供のための教育・保育給付費負担金、さらにみやぎ環境税交付金の増などが主な増額の要因となっております。

19款寄附金につきましては、昨年度当初とほぼ同額で計上いたしております。

20款繰入金は、0.8%の増となっております。

22款の諸収入は貸付金元利収入など、昨年度前年度比36.3%の増となっているものでございます。

23款村債は前年度比52.5%の減となっており、歳入の合計は47億3,000万円となるものでございます。

次に、10ページ歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費は、対前年度比4.2%の増となっております。

2 款総務費はコンピューター管理費、企画総務費、総務人件費、地域交通システム事業等の増額により、28.8%の増となっております。

3 款民生費につきましては、児童手当支給事業、子ども・子育て支援事業、社会福祉費等の増額により、11.1%の増となっております。

次に4 款衛生費につきましては、保健衛生事業、住宅太陽光発電システム設置事業は令和6年度で廃止となりますので、また水道用水供給事業運営費補助事業等の減額、子

育て世帯包括支援センター事業の逆にこちらは増などによりまして、全体で3.7%の減となるものでございます。

5款農林水産業費につきましては、農業用施設維持管理費、令和6年度で完了します農業水利防災事業等の減により、26.8%の減となっております。

6款商工費につきましては、企業誘致及び雇用対策事業費の企業立地促進奨励金の減が大きく、全体で41.6%の減となっているものでございます。

7款土木費です。普通河川土砂しゅんせつ等事業、尾西2号線改良舗装事業、村道舗装補修事業、橋梁維持補修事業、下水道建設推進費の減。住宅管理総務費、沓掛団地線改良舗装事業、五反田団地線改良舗装事業などの増から、16.2%全体としては減となっているものでございます。

8款消防費21%の増でございますけれども、常備消防費、黒川行政事務組合の負担金の増、消防施設総務費の増、災害対策総務費の減が要因となっております。

次に9款教育費は、小学校管理費、中学校管理費、社会教育総務費、社会体育管理費、事務局費等の増で、教育振興費は逆に減ということで、トータルで9.1%の増となっているものでございます。

10款は災害復旧費27.8%の増で、大衡村排水処理施設維持管理費の増が要因でございます。

次に、13款の予備費1,523万9,000円は11.2%の減でございます、歳出合計につきましても、歳入と同額の47億3,000万円でございます。

ページが飛びまして、115ページから122ページまでは給与費明細書となっております。また、123ページから127ページまでは債務負担行為の一覧となっております。

さらには、128ページにつきましては地方債関係の調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に住民生活課長、国保会計、後期高齢会計の説明をお願いします。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、予算書129ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億7,700万円と定めるものでございます。

第2条は一時借入金の規定で、借入金の最高額を1,000円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、134ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分、2節後期高齢者支援金分につきましては世帯数603世帯、被保険者数935人、3節介護納付金につきましては世帯数220世帯、被保険者数258人で積算しております。

2款1項1目督促手数料は、前年度同額でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は保険給付費相当分、2節特別交付金は保健事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

4款財産収入は、財政調整基金等の利子分の計上でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、人件費及び事務事業などに係る所要額を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金、財政の安定化を図る財源調整分でございます。

6款繰越金、前年度決算繰越分としての計上でございます。

7款諸収入は、科目設定でございます。

138ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、主なものは職員1名分の人件費、12節委託料はシステム保守等の電算委託料でございます。

2目連合会負担金、宮城県国保連合会への負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費、主なものは10節需用費は納付書等の印刷費、13節使用料及び賃借料はコンビニ収納システムのレンタル料でございます。

2目納付奨励費、納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

3項1目運営協議会費、国保運営協議会の委員報酬並びに費用弁償でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目一般被保険者療養費、3目審査支払手数料は、過去の実績を踏まえ見込額を計上しております。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、過去の実績を踏まえ見込額を計上しております。

2目一般被保険者高額介護合算療養費、次のページ3項移送費につきましては科目設定、4項出産育児諸費は出産5件分、5項葬祭諸費は10件分、次のページをお願いいたします。6項傷病手当金は科目設定でございます。

3款1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分、次のページの3項介護納付金分は、県への納付金分でございます。

4款1項1目保健衛生普及費は、医療費の適正化を図るためレセプト点検員の人件費や各種啓発用パンフレット代、医療費通知に係る費用でございます。

2目疾病予防費、主なものは、12節委託料で脳ドックの委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目特定健康診査等事業費、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用でございます。

5款1項1目財政調整基金積立金、財政調整基金利子の積立てを見込んでいるものでございます。

6款公債費、次のページの7款諸支出金につきましては、科目設定でございます。

8款予備費は財源調整でございます。

146ページから153ページまでは給与費明細書でございますので、ご確認いただきたいと存じます。

国保会計についての説明は以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてのご説明を申し上げます。185ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,000万円と定めるものでございます。

第2条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものでございます。予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、190ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料2目普通徴収保険料は、前年度の実績を基に計上しております。

2 款 1 項手数料、前年度同額計上でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金、人件費を含めた事務費等の繰入れ分、2 目保険基盤安定繰入金は保険料軽減分に対する繰入れでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款繰越金、5 款諸収入につきましては科目設定でございます。

193ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、職員 1 名分の人件費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目徴収費、主なものは 7 節報償費、保険料完納奨励金、10 節需用費、納付書等の印刷費、13 節使用料及び賃借料はコンビニ収納システムのレンタル料でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者広域連合納付金、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ広域連合に納付するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 諸支出金、科目設定でございます。

4 款予備費は、財源調整でございます。

196ページから200ページまでは給与費明細書でございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上、国民健康保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に健康福祉課長、介護保険会計の説明をお願いします。

健康福祉課長（金刺隆司君） 予算書154ページをお開き願います。

令和 7 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次の定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6 億 5,100 万円と定めるものでございます。

第 2 条は債務負担行為の設定に係る規定で、第 2 表でご説明いたします。

第 3 条は一時借入金の規定で、一時借入金の借入れの最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。

第 4 条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものです。

157ページをお願いいたします。「第 2 表 債務負担行為」です。

大衡村高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務に係る期間を令和 8 年度

とし、限度額を364万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、160ページをお開き願います。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者保険料、基準保険料の 1 か月分は6,600円、被保険者数1,662人で算出しております。

2 款 使用料及び督促手数料分として科目設定でございます。

3 款 1 項 1 目 介護給付費負担金 1 節 現年分は、給付費見込額に法定負担率・施設サービス分15%、その他サービス分20%相当で算出しております。

次のページをお開き願います。

2 項 1 目 調整交付金は、調整基準給付費見込額の交付見込み率3.97%で計上しております。

2 目 地域支援事業交付金から 4 目の地域支援事業交付金の現年度につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率に基づき計上しており、5 目 保険者機能強化推進交付金、6 目 保険者努力支援交付金につきましては、前年度実績に基づき計上しております。7 目 その他補助金交付金はシステム改修分で、補助率2分の1の計上でございます。

次のページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目 介護給付費交付金の現年分、2 目 地域支援事業交付金の現年分につきましては、標準給付見込額に法定負担率27%で計上しております。

5 款 1 項 1 目 介護給付費負担金 1 節 現年分は、標準給付見込額に法定負担率、施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%で計上しております。

2 項 財政安定化基金支出金につきましては、科目設定でございます。

3 項 1 目 地域支援事業交付金から、次のページをお開き願います。3 目の地域支援事業交付金まででございますが、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率を掛けて計上でございます。

6 款 財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子相当分を計上しております。

7 款 1 項 一般会計繰入金でございますが、1 目から164ページの 6 目までにつきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分のほか、職員 1 名分の人件費及び事務費分の繰入を計上しております。

7 款 2 項 1 目は、介護給付費準備基金繰入金でございます。

165ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金から9款1項2目第1号被保険者加算金までは、科目設定でございます。

2項雑入は1目・3目は科目設定、2目雑入については前年度の実績により計上でございます。

166ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、主なものは2節から4節までは職員1名の人件費、12節委託料は第10期介護保険事業計画策定業務及びシステム改修費で、13節使用料及び賃借料は介護保険事業所台帳管理システム使用料、介護給付費標準マスター使用料でございます。

次のページをお開き願います。

2項1目賦課徴収費の主なものは、10節需用費は納付書等の印刷製本費、13節使用料及び賃借料はコンビニ収納システムのレンタル料、2目7節報償費は保険料完納奨励金でございます。

3項1目認定調査等費は認定調査に係る経費で、年間315件の調査の経費を計上しております。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金は、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会に係る負担金となっております。

4項1目運営協議会費は、介護保険運営協議会開催に係る委員の報酬並びに費用弁償でございます。

2款1項介護サービス等諸費から、170ページの4項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費につきましては、第9期介護保険計画で定めました給付見込額と実績を勘案して計上しております。

171ページをお開き願います。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、要支援者等の通所サービス・訪問サービス等利用に係る給付分で、2目総合事業費精算金につきましては科目設定でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、保健師1名分の人件費となっております。

172ページをお願いいたします。

3 項 1 目総合相談事業費は、地域包括支援センター運營業務に係る委託料でございます。地域のケアマネジメントを総合的に行うための介護予防ケアマネジメントや総合相談事業、包括的支援事業等に係る事業費と専門職 3 人分の人件費を委託料として計上しております。

2 権利擁護事業費につきましては、科目設定でございます。

3 目任意事業費、主なものとしては12節委託料は配食サービス介護者の集い等の経費で、19節の扶助費は、紙おむつ支給事業に係る経費でございます。

4 項 1 目審査支払手数料は、審査会への支払い分でございます。

次のページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金から174ページの 6 款 2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、科目設定でございます。

7 款予備費は財源調整でございます。

175ページから182ページまでは給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

それから183ページ、184ページにつきましては債務負担行為に係る予定額等の調書となりますので、こちらについてもご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩いたします。

再開を 3 時40分といたします。

午後 3 時 2 7 分 休 憩

午後 3 時 4 0 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に都市建設課長。水道、下水道会計の説明をお願いします。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、予算書201ページをお願いいたします。

令和 7 年度の大衡村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条は総則について定めたもので、令和7年度大衡村水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第 2 条は業務の予定量を次のとおり定めているもので、（4）の主な建設改良事業といたしまして国道 4 号上水道支障移転事業を計画しております。

第3条は収益的収入及び支出について定めたもので、収入第1款水道事業収益に2億4,825万8,000円を、支出の第1款水道事業費用2億4,160万円をそれぞれ計上しております。

次のページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出について定めたもので、収入の第1款資本的収入に6,850万1,000円を、支出の第1款資本的支出といたしまして9,319万5,000円をそれぞれ計上しており、不足する額2,469万4,000円につきましては過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は企業債について定めたもので、水道事業の建設改良事業分といたしまして限度額5,050万円を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金といたしまして限度額を1億円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第9条は他会計からの補助金についてで、記載の2項目に係る補助金といたしまして合計251万7,000円を計上しているものでございます。

続きまして、令和7年度の当初予算の主な要点につきまして、実施計画のほうでご説明をさせていただきます。

206ページをお願いいたします。初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項の営業収益の主なものは、1目の給水収益は水道料使用料金が主なもので、前年度比5%増を計上しております。

2項の営業外収益の主なものといたしまして、2目の他会計補助金につきましては電算システム助成金、村営住宅の個別検針分となっております。また、6目の長期前受金戻入が主なものとなっております。

3項の特別利益につきましては、科目設定となっております。

次に、208ページをお願いいたします。支出の部です。

1款1項の営業費用の主なものは、1目原水及び浄水費につきましては県からの受水費分、2目の配水及び給水費につきましては施設の保守点検等例年同様の業務に加えまして、衛星による水道漏水調査分を計上しております。

4目の総係費につきましては、職員職員2名分の人件費とメーターの検針業務に加えまして、令和7年度は会計支援業務を計上しております。

次に、２項の営業外費用の１目支払利息、企業債諸費と消費税につきましては、記載のとおりでございます。

３項の特別損失につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

予備費につきましては、300万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。資本金収入及び支出の収入についてでございます。

１款１項開発負担金は、科目設定です。

２項の工事負担金につきましては、今年度県道仙台三本木線の上水道管の支障移転事業分の補償費を計上しております。

３項の企業債につきましては、国道４号の上水道管の支障移転事業分を計上しております。

次のページをお願いいたします。支出の部です。

１款１項建設改良費の主なものといたしまして、２目の配水設備拡張費につきましては国道４号の移転事業分といたしまして工事費と設計費の部分、加えまして仙台三本木線の仮設の水道管の設置工事分を計上しております。

また、３目の固定資産購入費といたしまして、水道車の購入費を計上しております。

次のページ、212ページから226ページにかけましてはキャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書をつけております。

また、226ページから234ページにかけまして予算説明書をつけておりますので、ご確認いただければと存じます。

水道会計につきましては、以上となります。

続きまして下水道会計について、予算書235ページをお願いいたします。

議案第28号、令和７年度の大衡村下水道事業会計予算についてでございます。

第１条は総則についてで、令和７年度大衡村下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第２条は業務の予定量を定めたものでございまして、（４）の主な建設改良事業といたしまして、国道４号の下水道管支障移転事業と吉田川流域建設負担金を計上しております。

第３条は収益的収入及び支出について定めたもので、収入第１款下水道収益と支出の第１款下水道事業費用、それぞれ３億6,000万円を計上しております。また、支出の営

業費用中の委託料165万円の財源に充てるため、企業債160万円を借入れするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出について定めたもので、収入第1款の資本的収入1億2,457万4,000円、支出の第1款資本的支出1億9,163万2,000円をそれぞれ計上しており、不足する額6,705万8,000円につきましては過年度損益留保資金で補填するものでございます。

第5条は債務負担行為について定めておりまして、表の1行目と2行目は下水道事業分、表の3行目と4行目は浄化槽事業分、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条は企業債について定めたもので、1行目特定環境保全公共下水道事業債といたしまして限度額を8,900万円、2行目流域下水道事業債といたしまして1,140万円、3行目合併処理浄化槽整備事業といたしまして限度額を370万円、一番下公営企業法適用債といたしまして限度額を160万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還方法は表に記載のとおりです。

第7条は一時借入金の限度額を定めておりまして、1億円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第10条は他会計からの補助金といたしまして、一般会計からの補助金を受ける金額を3,616万円とするものでございます。

続きまして、令和7年度予算の主な要点につきまして、実施計画のほうでご説明いたします。240ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてでございます。

1款1項営業収益の主なものといたしまして、最初に下水道事業収益3億6,000万円の内訳といたしまして、下水道事業分が3億900万円、浄化槽事業分が5,100万円の内訳となっております。

1項の営業収益の主なものにつきましては、下水道使用料が1億1,658万3,000円となっております。この内訳といたしまして下水道使用料が9,840万円、浄化槽使用料が1,818万3,000円となっております。

3目の他会計負担金につきましては基準内繰入分、で雨水処理経費分となっております。

2 項の営業外収益の主なものは、2 目の他会計負担金で基準内繰入分となっております。不明水処理経費、分流式下水道経費、企業会計移行支援業務分となっております。

その下、3 目の他会計補助金につきましては基準外繰入分で、村営住宅検針分と一般会計からの補助金となっております。

5 目の補助金につきましては国庫補助金分となっております。下水道台帳更新業務、下水道計画の更新業務分を計上しております。

次のページをお願いいたします。支出の部についてでございます。

支出の部の内訳といたしましても、歳入同様下水道事業分といたしまして3 億900 万円、浄化槽事業分といたしまして5,100 万円、合わせて3 億6,000 万円となっております。

1 項の営業費用の主なものといたしましては、1 目の管渠費といたしまして職員2 名分の人件費と例年同様の維持管理費に加えまして、下水道台帳更新業務と下水道計画、雨水の変更業務を計画しております。

2 目の浄化槽費につきましては、職員1 名分の人件費に加えまして例年同様423 基分の浄化槽の管理費を計上しております。

減価償却費につきましては、内訳といたしまして下水道施設分1 億5,834 万8,000 円、浄化槽施設分といたしまして645 万5,000 円、合わせまして1 億6,480 万3,000 円を計上しております。

2 項の営業外費用につきましては、支払利息と消費税分となっております。

予備費につきましては297 万6,000 円を計上しております。

次のページをお願いいたします。次に資本金的収入及び支出についてでございます。

まず、資本金的収入の1 億2,457 万4,000 円の内訳といたしまして、下水道事業分が1 億1,857 万9,000 円、浄化槽事業分が599 万5,000 円の内訳となっております。

主なものといたしまして、企業債につきましては国道4 号の移設工事関係、五反田マンホールポンプ場の更新工事関係、流域下水道の建設負担金、それと浄化槽の新設工事分となっております。

2 項の他会計負担金につきましては、流域下水道建設負担金分と元利償還金分となっております。

3 項の国庫補助金につきましては、浄化槽新設5 基分の補助金となっております。

4 項の負担金につきましては、下水道の受益者負担金の科目設定と合併処理浄化槽受益者分担金の5 基分となっております。

次のページをお願いいたします。支出の部です。

資本的支出合計額 1 億9,163万2,000円の内訳といたしまして、下水道事業分が 1 億8,241万9,000円、浄化槽事業分が921万3,000円となっております。

1 項の建設改良費につきましては、1 目の管渠費が国道 4 号の下水道の移設設計業務と工事分、また流域下水道の建設負担金分となっております。

2 目の浄化槽費につきましては、浄化槽新設 5 基分となっております。

2 項の企業債償還金につきましては、内訳といたしまして下水道事業分が8,085万8,000円、浄化槽事業分が327万3,000円となっております。

次ページ、244ページから258ページにかけましてキャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為調書、貸借対照表を添付しております。

また259ページから、予算説明書といたしまして節までの予算内訳を記載した資料を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

下水道会計の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りします。ただいま議題となっております令和 7 年度大衡村各種会計予算 6 件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、令和 7 年度大衡村各種会計予算 6 件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました 6 件の議案については、会議規則第46条第 1 項の規定により、来る 3 月14日まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る 3 月14日まで終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで、予算審査特別委員会において、委員長・副委員長を選任していただくため、暫時休憩します。

再開は、委員長、副委員長が決定次第、開きます。

それでは暫時休憩します。

午後 3 時 5 6 分 休 憩

午後 4 時 0 6 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。委員長に佐々木金彌君、副委員長に佐野英俊君が選任されました。

ここでお諮りします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月7日から3月13日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月13日までは休会とすることに決定しました。

なお、3月14日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 4 時 0 7 分 散 会